

紀 要

第 32 号

《古文書史料集編》

天保五年二月「諸日記帳」

(茅野市宮川高部 藤森知美家文書)

2023

八ヶ岳総合博物館

1 (表紙)

「 天保五年

諸日記帳

二月日 高部村名主 廣八

2 (裏表紙裏)

一月

一、穀留御奉行様、七日晩方、十二日朝迄

都合拾四度御認被成候、内、五度分

御自身御認之分、老朱上、御勘定申候、

右は、小口勇次様御詰也、

一、穀留御奉行様、二月初日夕飯方、

飯

三日昼迄、都合六度御認々、

右は、御持弓、小口勇次様御詰分

夕方御帰被成候、

右之分、義兵衛殿方、御扶持被下置候、

3

二月初日

一、役替之節、村方ニ而

高札故、名主役被

仰付、御請仕候、右御禮

御屋鋪様、酒五盃、御

家老様、泰介様、鯛、

友作様、要介様、佐兵衛様

源治様、宮奉行様

干物老れん上申候、

一、米直、拾式俵式斗位御座候、

二日

一、去巳秋、不作候故、穀留御出役、村方ニ而、

番人足式人宛、歩米式舛五合宛、昼夜

致し、塚屋ニ小屋掛、常詰御座候、

三日

一、役替之節、郡方様、

御代官様、御請之節、

鯛老連宛差上

同日、大目附様、宗門

下帳上々、同老連、房右衛門

4

廣八参り申候、町宿ニ而認々、

四日

五日

一、車屋碓敷之一札、御貸方

御蔵ニ差上申候、猶吉殿

参り、大目附様ニ参り

宗門下帳、下り持参

致申候、

六日

一、役元、名寄、諸帳面、證文向

立、横帳不残調、番附致し、

當役、古役武八、義兵衛寄合

改置申候、尤、手拍拵置申候、

七日

一、川除様御廻状参り、

一、穀留御目附様、三輪佐兵衛様

御足輕丹次様、御廻被成候、

八日

5

一、穀留御奉行、御足輕工藤松之助様

御詰、三日夕方八日朝迄、都合拾四度

御認々、内、五度分、御自身御認

被成候分三匁上、御勘定申候、

九日

一、助之丞内方欠落致、□□□

与四郎ヲ頼、村方ニ而尋、乙松遣々、路

金而、老朱遣申候、

右、古役寄合、相談之上致候、

一、穀留御目附様、篠原善左衛門様

御足輕、御廻被成候、

十日

一、車屋運上老貫九百文上納仕候、

右は、御貸方御蔵ニ上納致候、

一、御勝手方御役所ニ参、役人新役

故、印鑑差上置度奉願上候所

新役ニ而も、くるしからず様、被

仰付候故、差上不申候、

一、其日、御役所ニ而、亀屋善左衛門

河内屋長左衛門他所、醬油廿駄

6

出度願候由願出ニ付、兩人

印鑑被仰渡持参仕候、

尤十一日ニ参候ト相勤廻状

廻り候得共参及不申候、廻状之義ハ、

夜四ツ半時分ニ参申、是ハ不参候、

右廣八参、町宿認々、

十一日

一、宮田渡御家老様、御留主見舞
取貝式百文分差上申候、廣八
猶吉參候、

十二日

一、宗門御改御下役様方^江、御請取^ニ、
四ヶ村揃参候、御書役、下ノ諏方
次三郎様、神田小兵衛様、安国寺村
政之丞様、右^江御請^ニ鯛一連
宛、上ヶ申候、房右衛門殿参候、

十三日

一、江戸表^カ、御飛脚
参候^与承、昼過御着之
由^ニ御座候義^ハ、江戸表^ニ而、
七日^ニ外神田^カ出火いたし、

7

大風^ニ而、諸大焼いたし候由、
九日^カ十日、松平伯耆守様
御屋鋪^カ又出火致し、則

十日^ニ諏方御上屋鋪、御類

焼^ニ而、直^ニ御国^江、早御飛脚出、

十日御出立^ニ而、十三日^ニ御着被成候、

一、神田佐久摩丁^カ出火致し、二月七日八ッ

時分^カ八日五ッ頃静り、後九日暮六ッ

頃より、日本橋檜物丁^カ出火致し、

夜九ッ時分^ニ静る、又十日昼

四ッ半頃より、松平伯耆守様^カ、

出火致、此時、御屋鋪御類焼也、

□又、春中風はけしく、殊之外

寒く御座候而、陽氣不順

米直段拾^ニ俵位^ニ而、尤賣

買は出来候得共、金詰り^ニ

御座候、世間おたやかならず、

江戸^ニ而も、米六七合、買位^下御座候、

8

十四日

一、江戸御類焼御見舞^ニ柳口
御役所参候、村々役人押合
出候由御座候、其節御役所

三而、小平清左衛門殿、高遠^江醬

油十五駄、送度願候由、

印鑑御渡し被下、持参仕置候、

右、房右衛門殿参候、

十五日

一、御川除御奉行様、馬場弥八郎様
御肝入大能村之新兵衛様、御足輕

小和田之重藏様、東山田時次様、

栗原之龜次様、右御川除

方様^江、鯛老連宛差上申候、

右^江、猶吉殿参遺物錢達

一、納沢六拾九本、芹ヶ沢村

山師玉藏^江誂申候、廿日迄

上金子村役所迄、届ヶ候約束^ニ

御座候、直段^者百文^ニ付、五本之約束致し候

9

十六日

一、穀留御奉行様、二月十一日夕方十六日朝
迄、都合拾四度、御認^メ之内、御自身御認

之分、六匁上^{御勘定}申候、初共^ニ

右は、御足輕工藤松之助様、御話被下候

一、御目附篠原善左衛門様、御足輕

御二人、右穀留改御廻^リ被成候

一、醬油老駄、高遠^江送り申候、

右は、龜屋善左衛門、廿駄之内^ニ、

御座候、

十七日

一、晚^ニ古役寄合、穀留いろく談事致候、
一、芹ヶ沢玉藏殿、扱、上金(子)村迄附送り
納置申候、直段五本宛^ニ拂申候、
六十三本、老^メ(貫)式百五十八文

十八日

一、晚^ニ猶吉殿方頼、村寄合致申候、

右^ハ、御奉行様、御出張^ニ付、無據頼^ニ申候、

穀留人足、御林役人除候様、申者も

有之由、頼沙汰承候故懸合之所

是迄仕来之通り相定^リ候、

其節、雪折寄候義、又火之番

厳鋪致、不寐之番^ニ而、式度越し

候様申候、夜更^ニ而、宗門御改^ニ付、

例年之御廻状、外^ニ別廻状参^リ候、

10

不寐番、始め申候、

十九日

一、酒五駄松本行

右は、殿谷戸大中屋市右衛門^カ出

送^リ御座候故、村名^下江印形致

通し申候、

廿日

一、陽氣祭^リ致、産神様^江、御造酒

備、薬師堂^江村中寄合、酒五升吞

柿廿二串、子供^ニ呉申候、其節薬師

田地預ヶ入札致し候^ニ付、入上四斗之餘

増申候、尤五年季^ニ相定申候、

其上、又入札いたし申談事候、

十九日

一、醬油老駄、高遠^江送申候、

右は、龜屋善左衛門殿、式拾駄御手形之

廿一日

一、柳口^江役人老入宛、可出御廻状、猶吉殿参候、

御遠馬道作り被仰付候、赤沼方安国寺迄
指出し帳違ひ御座候故、武八殿、義兵衛殿
房右衛門寄合、調申候、
源左衛門分、新檢永引
吳過御座候由、其外少々宛

11

違ひ御座候、改出し申候、

廿一日

一、御宗門御改、御奉行様有賀源兵衛様
御下役次三郎様、政之丞様御座候、
花岡村役所ニ而、御機嫌伺、宗門帳
差上御調被下、夫方下宿ニ而認、
酒肴等入用、拾八匁式分五厘懸り申候、
右ヶヶ村役人、彦之丞殿、政右衛門殿、又兵衛殿
廣八、久三郎殿、長藏殿参り申候、
一、指出し帳調、仕懸候所、栄吉殿、武八殿
房右衛門殿寄合、帳面仕立申候、
尤仕上ニ相不成候、

廿三日

一、御宗門御改、上金子村當番宿、政右衛門
御泊り御座候、人別御改、首尾能
相濟申候、廣八、猶吉相詰、
居申候、房右衛門殿ハ、穀留御奉行様
添見廻りニ参候、御改仕舞申候、
執行坊、無住ニ付、證印神宮寺
之所、寺印取添置申候、
一、阿弥陀堂前、道祖神石垣筑、村中出拂
供養、酒七升備、餅壹斗共、三夜高道方
引、諸石並申候、

12

廿四日

一、宗門御奉行様、御機嫌伺、中金子村
役所迄、恙なく相濟申候、

夫方入用割、四ヶ村寄致、書付
之扣御座候、

一、七貫六百七十九文、大割四ヶ村分
一村分、老々(貫)九百五十四文、受申候、
人数六十五人、両かへ六七、
一、御遠馬ニ付、道作り出拂人足
ニ而致し、其時、宮田渡村采右衛門
阿弥陀堂ニ住たく由、又左衛門
ヲ頼、吉之丞殿参候由、村中之
咄し候所、承知致、則阿弥陀堂
掃除并畳表替等、銀弥殿、
頼致し申候、其日直ニ住寺致候、
一、御家老様、御江戸御帰御見舞
鯛老連役人、兩人参申候、
一、穀留之義は、村詰人足、御出役様
諸入用之義は已十一月願上、御郡中
割相成、十二月方午十二月迄、又三ヶ月分
願、銭割ニ被仰付願上、此分も被仰付候、

13

覚

一、酒荷物五駄
右は本洗馬行ニ、御座候間、
無相違、御通し可申候、
高遠

二月廿一日 大中屋

市之丞 印

高部村

御役所

右、裏印致し送り申候、

廿五日

一、宗門御奉行様、御宅江御禮ニ参申候、
御下役、次三郎様、神田小兵衛様
政之丞様、鯛差上申候、猶吉殿
参、田野屋ニ而認、寄合致し申候、

一、廣八町宿ニ而、穀留相談、六
ヶ村寄合いたし、二月迄割
願度、其上銭割ニ而被仰付、
度談事、阜岐(岐阜)屋頼ニ候所、
不参由ニ而、小和田ノ重藏様ヲ頼、
工藤三介様ニ参、江戸表方御帰、
之御祝義、又ハ、御留主中ニ御郡
中割叶候いニ付、外二人様江上候通、

14

之御禮物差上度、重藏様持
参候得共、御受無之、又々差上度、
申事ニ候、廿五日寄合、手前(手間)取
候故、夜ニ入、三沢村役(人)、駒沢役人
大池役(人)、町宿泊、廿六日夕方
私宅江大池御役人、右咄し申候、
何連明日、町江下、三沢、高部
今井三村ニ而、重藏様方御
内意之用子(様子)、承り度由ニ御さ候、
廿六日

一、指出し之仕懸致し申候、武八殿、猶吉殿
房右衛門殿、寄致し、夕部(夕べ)迄漸々
仕舞申候、尤八ツ時分、大池村
御役人、町方帰懸、右穀留
咄し申候、夫故、廿七日ニ案否承
ニ一三ヶ村参節之約束致し申候、
廿七日

一、穀留之事ニ付、猶吉殿町江参候、
右、段々之咄し之通り、三沢、今井
高部、三ヶ村役人、工藤様江、御内
々之義、重藏様方承り品、銭わり
之義、二月迄之御調、受度

15

願之義も、郡方様御内々ニ而も、

兩方可談候様、被仰下置候由承、夜入猶吉殿、帰申候、

一、下金子村ニ出火御座候、朝明

六ツ時分之事ニ御座候、十軒斗り

焼申候、弥吉殿息子もらい、

祝義家内中、客ニ參申候、

一、穀留御目附、三輪佐平太様、

御廻リニ、御出被成候、

廿八日

一、穀留入用割、已十二月、正月

二月、三ヶ月分追奉願上候、

又、銭割奉願上候、尤、小和田御足輕

林右衛門様江頼、工藤三介様江、

御内意申上候、尤、江戸御

留主故、御禮申上ながら

御内意奉願上候、其節は御遣イ

物不納候得共、山中様江も可參

候様被仰候故、御内々ニ而奉願上候、

則、其日御用部屋江奉願上候、

則、二月晦日過候ハ、調可書入

16

被仰付候間、難有仕合ニ奉存候、

則、林右衛門様江も、右之訳御咄申上置候

右六ヶ村、談事之上ニ御座候、

廿九日

一、前林松、雪折、村中出拂ニ而

上ノ車屋之前迄寄セ申候

而口せりニ賣申候、都合是而

三分、六百程ニ相賣申候、

其節、老入ニ付、柿ニ串宛

吳申候、其節月調惣代

二人入札致申候、義兵衛殿、太吉殿

落札ニ相成申候、

同

一、醬油、亀屋善左衛門、河内屋長左衛門

高遠江送り、廿駄之内、是迄

都合拾式駄通り申候、

晦日

一、穀留入用調被仰付候ニ付、役人三人

義兵衛殿、寄合仕立、朔日差上申候、

委調之義は、穀留入用帳ニ

印置申候、

17

同 雪折入札一番

一、壹分三朱ト百文

二月廿九日一番

一、式分三朱ト二百文

同 三番

一、壹分式朱

同 四番

一、式朱ト百五十文

同 五番

一、式朱

同 同入

一、老兩三分ト五百四十八文

一、六斗七升三合、預ケ 助之丞

右、家下銀次作り預ケ、

同断 一、三斗四升預ケ

同断 右、弥吉作り分

一、三斗三升五合預ケ

同断 右、松右衛門作り分

一、式斗壹升預ケ

同断 右、角弥作り分

一、式斗壹升預ケ

同断 乙松

四口

一、老石五斗五升八合

一、元年貢

老石壹斗壹升

ふへ(増) 四斗四升八合

右、薬師免、産神祭り

薬師堂ニ村中寄合之節

入札いたし申候、

三月朔日

一、穀留入用割帳上候所、役所

遣候油、炭分除候様被仰付、

右、林右衛門様、御差図任ニ候而、

納候由、房右衛門殿、朔日朝行

二夜泊り、二日夕方帰り申候、

節句之御禮迄済申候、

御役所ニ而二年分歩帳持參

致候様被仰付、右は宮田渡

歩米増願候ニ付、御改之由ニ、

御座候、

19

二日

三日

一、節句御祝義、宮田渡様江、

鯛老連、土橋左膳様江干物

一、武連、袋介(泰助)様江干物老連上申候

一、役人三人ニ而、嶋屋ニ而、

四日

一、御宮地形片付出拂ニ而、寄進

ニ被頼候ニ付、勸化之代りニ致

筈ニ御座候、

五日

一、西御役所ニ而、三ヶ年之歩帳

差可出様被仰付候ニ付、持参仕

差上、御改請候品ハ、宮田渡様

御役義、五合増之所、去冬願上置候

所、此節御利解被仰候ハ、當地

穀高之時節相成不申様も、
仰候ニ付、私申上候ハ、宮田渡様

御役義、是迄御扶持米、六合宛
被下候得共、御不勝手ニ付、五ヶ年
休候義被仰付候故、左候得は、村
方人足宛、難渋之由申上候得共、

御調方被仰候は、歩帳見合候所
御宮人足も式升、宮田渡人足も、
式升、一統同断故、御扶持無之
候共よろしく、又宮田渡御不勝手、
之事も承居候、持統之義

なれハ、其段も可察、夫共、陽氣
柄もよろしくなり候ハ、又々
可願候、先ハ村方一統之者ニ、申合、
五ヶ年過候ハ、急度可出候義
被仰、御利解ニ恐れ、則歩

帳御下故、持帰申候、廣八參候、
西御藏江參、廻し米致候被下候

御遠馬ニ付、道橋御奉行様
御出被成候而、又々道作り仕候、

六日

一、穀留御目附様、三輪佐平太様
御足輕様、御常様、御廻リニ御出被成候

七日

一、穀留大中屋市之丞方之
送、番小屋、預ケ置通り候故
御奉行武居利兵衛様
其訳、馬方矢ケ崎送り、宿
二日通り候、清水町久右衛門殿
名面御書留、被成置候、

八日

一、御祭禮御警固ニ、御代官様
神宮寺江御出之節、添書
家軒數、男女人別數

尤、男女分も書上、御時節
柄故、十八ヶ村御寄申被成候、
百姓代榮吉、古役義兵衛御郡廻リ
神宮寺村組頭廻リ、

一、御郡廻リ、御常番、長之助様
神宮寺村、四ヶ村寄、役人組頭同断

一、御武器様、御夕飯御認メ被仰付、
則、暮方御神事仕舞、御立寄、
御足輕、御肝入土橋善介様、御常番

數右衛門様、始廿三人、火之番之
道具持三人、此ハ廿六人、
御長柄方、濱五右衛門様
十三人、御認メ、留左衛門下宿、
頼メ、惣ハ二拾九人御認メ、
御神酒ニ而上申候、尤御

念入られ、役所向ニ而は、
吞不申様候所、名主御振舞
祝之義と申上申候、

一、酒六升、豆府（豆腐）無御座候、

一、志か七百五十文、氷豆腐ニいたし候、

一、ねぎ百文、七れん、

一、米老斗壹升飯、

一、四人夫、

一、御道具番式人、

一、御膳給十人、

一、大松明はこび（運び）六人、

一、合羽頭三人、

一、馬老疋、

右、御通り之節ハ、坂口ニ出迎仕候、
尤、地分之内は、御案内致候、
送り之節同断、

一、月調御日延參、又、宮田渡
御役義、歩米五合増之願上致、
祭之晩、古役方ニ而、相談
致候、

九日

一、歩割、御調御役所ニ、房右衛門、正月
願置候願書御催促申上候、

尤、朝、岡村忠左衛門様、御頼メ、
少々遣物致候而、取なし被下
度頼候、其日ハいろく御利解
被下、願書差上可申候様、被仰
付、則、印形致、差上申候談事
古役等、打寄談事合申候、

十日

一、右願書以御役所ニ、義兵衛、栄吉
百姓代ニ而參申候、廣八參り候、
御取次、馬場弥八郎様、御利解被仰
下候は、増歩米之義ハ、此節何共

不成、相減し候義、尚又改候得共、
尤、宮田渡御人足老人ニ付、六合宛
被下候處、御不勝手ニ付、御下ケ被下
す候故、據なく、願上之義申上候
得は、度々御利解之上、三合増ニ、
可致様、御意御座候得共、

何分、五合増被仰付度奉願候、
然は、五合増之義ハ、差置可致
被仰下候得共、又々願候は、何卒
老人之内ニ、一處ニ増候様奉願上
候得共、御役所御下り候、願書御
加筆之處、書直候上置申候、

一、御膳給十人、

一、大松明はこび（運び）六人、

一、合羽頭三人、

一、馬老疋、

十一日

一、右之義^ニ付、古役向五六人
寄合談事致候所、差米^ニ而、
よろしく候様談事仕、如何成
共、被下候得は、よろしく候、談
事究候、又、馬場弥八郎様^ハ、内々
御頼^ニ可参候様、談事致候、

十一日

一、右^ニ付、馬々(馬場) 弥八郎様^ニ、廣八内々御
頼^ニ参り申候、御使物^ニは、内津
茶半斤、干着添、御家見
御祝義して上申候よし、

朝六ツ半時分^ニ、富部^ニ追御出

被成品^ハ、今日^ハ、御役所^ニ不出

又郡方様^モ、下筋^江川除御見

分^ニ御出旁、明後十四日^ニ御役

所^江御出仕被成候由、其節^ハ、

何如^ニも承知致候由^ニ被仰候、

今日^モ御役所断可出と被仰

候故、其日^モ、武八、栄吉、廣八

三人御役所出、二度御呼出し

^ニ而、成丈減し致候哉、被仰之

小前百姓、古役一統何分願上

度申上故、段々之願故、今日

は、御上御揃無之故、十四日^ト

十五日之内、可出被仰付、罷

歸^リ候、

一、穀留^ニ付、高遠大中屋市之丞

酒送手形、朔日^ハ七日迄四駄

参、則、松本、佐久郡^江送^リ

荷物手形出、通^リ申候、

何卒附通し致、武八殿被頼
御出役様願候所、其義相成す

由^ニ而、其儘捨置申候、

26

十三日

三月十三日

一、老両式分、武八分未金

一、壹分六匁三分四厘六毛、吉兵衛分未進、

右、二口又左衛門殿^江遣申候、

一、十四日

一、宮田渡人足、歩米^ハ老人^ニ付、

五合増之所、段々願上置

候通^リ、則、今日願上之通被仰

付、難有仕合奉存候、百姓代

栄吉、又左衛門、役人廣(八) 参

御請致、尤五ヶ年之内

差米^ニ致候様、又、五ヶ年

過候^ハ、右之通可願出候

様、御射山人足除、外人足

之義、五合増^ニ被仰付相済、

山中^ニ郎右衛門様、岡村忠左衛門様、御礼鯛一連ツ、遣

一、紺屋運上、御勘定御役

所^江差上申候、老瓶式百文

休株^ハ軒四百文、^ハ三貫二百文上納、

右、上納一札差上、役人中

印形致差上相済申候、

十五日

一、三ヶ月調、儀兵衛殿、太吉、割惣代

入札^ニ而出候、則、月歩割書上帳

仕立申候、都合弁當六人分、

十六日

一、殿様^ニ而、陽気柄^ニ付、両社^ニ而五穀

成就之御祈禱被仰付、御守頂戴

柳口^ニ而被下置、猶吉参、百姓代^ハ老人

栄吉参申候、則、御礼鯛一連ツ、上、

十七日

一、三ヶ月歩帳、拾ひ出し帳、西御役所^ニ

指出、房右衛門参、御調請相済、

夫方穀留入用御催促、下筋役人

武人、林右衛門様方御願申上歸^リ候、

一、穀留御奉行、篠原善左衛門様、三輪佐平^ハ太様御出被成、

十八日

一、御年賦金割致、武八、儀兵衛

物代役人^ニ而わり致、暮方^ニ

相成候所、峠追拂金沢宿之者

二人、御座候而、御足輕四人御泊

被成、外^ニ四^ニ四人、仲右衛門

方^江遣し泊^リ申候、

28

十九日

一、御足輕様、御泊、朝御立被成候、

御年賦割残り候故、十九日夕

なへ^ニ調申候、武八、義兵衛

一、^ハ御蔵相場、十式俵^ニ斗

御觸御座候、

廿日

一、御宮地形片付、出拂人足^ニ而、

御寄進^ニ参申候、

十九日夕

一、老升五合、同人

右は十九日晚、御年賦金割残り

調出来上^リニ致候節、六人^江認^メ飯料、

廿一日

一、宮田渡様^江、作扶持方願上候相談

いたし、名面出し候而も申候

は、三人斗、又、相談致、村一統

願上へくと申得共、夫^ニ而は、

難儀者相不知、又銘々名面

いたし、十八人斗御座候、

廿二日
一、御改役所江參、御年賦金割帳御調被下、又西御蔵

29

江參、廻し米、助之丞、銀弥
上金子、新井、廻し申候、菊池様
江、手紙餞られ、夫方湯之脇江、
も即參申候、夫方甲上立寺様
江參、松本鬼川寺隠居様、御入
院被成候、夜入歸り、猶吉參
所江御座候故、無據障入候故、廣八參申候、
廿三日

一、榮吉、序五升餘、違ひ御座候
ニ付、改呉候様不申候ニ付、房右衛門
義、廣八三人ニ而、改差出し帳ニ
印、其分ハ、春中改候、餘米
御座候故、差出し直し、過不足
無之様、榮吉名寄拵遣し申候、
陽氣義、此節十六七日時分方
大ニ暖に相成申候、苗代種も、
十六日蒔ニ致、麦作早生、殊之
外、宜敷方ニ御座候、御蔵相場
十式俵三斗御座候、
廿四日

一、頼岳寺和尚様、出羽方御入院
御座候間、役所風呂敷一ツ、
年寄兩人江扇子壹對宛

30

被下且中江、茶一袋宛被下候
一、作扶持方、願人数十八人
書候、三拾三俵願、宮田渡様
江差上置申候、清水三枚め
水戸掘始申、下筋有賀方

穀留入用割願置候、御催促大池村
江夫ヲ以申談候、
廿五日

一、穀留入用御催促、六ヶ村一統
御役所江出申候、猶吉參申候、
御下り故、其日ハ不申上候、
御上様方御祈禱札戴
申候故、古役談事通
廿八日、兩社參詣し、廿七日
晚、御日待致、夕飯振
舞致し、尤豆府(豆腐)無之候、
鯉節一とふし、村中寄合
認めいたし申候、談事
致候、
廿六日

一、田沢御目附代蔵御廻り
御座候、
廿六日

31

廿七日

一、村、日待ニ、陽氣祭り致し候、
夕飯村中ニ而、白米壹斗
豆腐七丁、醬油壹升
鯉節壹ふし、廿八日祭り
兩社村中致參詣申候、
廿八日

一、村中兩社參致信心候、穀留御
奉行、矢崎弥五左衛門様御歸り、
武居利兵衛様同断、物替り、
雨天ニ御さ候、東山田芦沢角次様
御話ニ候御出被成候、
廿九日

一、御年賦金寄申候得共、
寄かね、夕かたは、栄次郎殿、
仲右衛門、賣地年季書入

御座候故、

32

晦日

一、穀留、年々定式之御扶持米
御證文願、則、御蔵江持參
九月朔日方午三月晦日迄
式百八日^分八斗二升式合
四月朔日方八月晦日迄分
五斗八升八合、小三ツ、則御
證文米ニ而、御蔵江差出申候、
穀留村方江、御出役^{日々之}
御扶持小手形米、八月方已来
三石五六斗も御座候、
一、山論御年賦金上納内入と而、
三兩式分晦日ニ差上申候、役義ハ
御日延願度申、則、廣八
參り、夕方歸り申候、
一、藤五郎、乙吉御宮御廻廊
木口破風、懸魚取付等、
拵直候、式分位イ迄
申置、尤手間扶持ニ御座候、
四月朔日

33

四月朔日

一、清水三枚め田、水ヲぬき
段々堀進、紋弥殿頼ニうめ候、
真志ゆみいしや、參吳候、
二日

一、上原村音左衛門、御蔵四俵式升
已暮ニ義兵衛殿賣置候所、
西御蔵、植原村としるし
東御蔵移し候所、間違ニて、
埴原田移し候故、漸々見付
出し候、尤先達對段致し置候故

と申候得共、何分知かたくと

申候故、廣八、房右衛門、御蔵

江参、上原村江も、手形示遣候、又

西御蔵、廻し米不残、穀留御

證文米、小手形之分、残らず

御勘定申候、

四月二日

一、三俵五升四夕七才、新井村江賣申候、

同

一、式斗三升九合八夕三才、米見徳蔵、廻し呉候

切相濟候、

約束、

34

一、御宮方御廻状参、作扶持方願書候義、

式人ハ願書ニ致可差出候義御座候、

宮田渡様、願上通り、三十三俵被下

願書ニ致、差上置申候、

三日

一、作扶持方、御宮江願之義、古役

押寄談事上、願書差出置申候、

右、廣八、房右衛門参り申候、

四日

一、御宮方願書横帳下書被下、

農人老人ニ付、五合宛願

候様御座、龜松殿祝義

ニ而、酒五盃掛肴、役人三人江

持参致開申候、

五日

一、田沢村初拾式俵、御屋鋪願候

ニ付、當村参候得共無御座候と

申上候、山浦邊一統苗間

違ひ候由、六合御扶持止候故、

35

又願上候、約束致し申候、

一、心觀淨光信士、三十三廻忌、供養致し候、

六日

一、墓参り致し申候、千躰和尚

呼申候、

七日

一、八日

九日

一、宮田渡人足、御扶持米六合

之處、半分願候様、田沢、丸山

神之原、北久保、宮田渡村々

役人高部江、責致し、尤村々

百姓代、相添願出申候、

房右衛門、猶吉参申候、

一、御年賦金割違改三人

儀兵衛立寄改申候、家軒割

目不出違ひ三百四十八文之

違ひ御座候、

36

十日

一、御年賦金上納、式両式分

三朱ト壹匁三分、六分七厘上申候、

猶吉参、町宿七殿方ニ而、

壹分借用返し申候、唐沢

佛餉八袋上申候、田邊出火

あり、

十一日

一、川除大廻り、郡方様并御目附様

上五人、下八人御出、福嶋方下蔦木迄、

片わく宮川迄、四十七間ニ上置、

石はね十三膳ハ共三下金子

御朝飯、御弁當、中河原村役人三人

百姓代儀兵衛、栄吉参候、

一、天龍中嶋切廣々、歩米

一、式朱ト壹匁八分五厘ニ毛

廿五口式百十五文、

上納廣八参申候、西御蔵江

大池役人穀留入用割

御催促致度参申候

得ハ、二ヶ村斗りニ而ハ出来不申候、

37

一、歸り申候、町ニ而いろく

買物いたし申候、

十三日

一

十四日

一、御宮御廻状ニ付、廣八候所、作扶持

願候所、御宮御奉行様、高嶋江願書

例無御座候故、難出来被仰付候

様、又々願可申候由、被仰候、依之

先、申聞候、

十五日

一、作五郎未進、壹分御家老様江

差上申候、

十六日

一、下筋御奉行様、御帰り被成、杵村

源蔵様、御内様御同々ニ而御帰被成

十七日

一、御川除御見分御礼ニ、郡方様、

御奉行馬場弥八郎様、横川弥七郎様

土橋甫右衛門様、御下役桑原龜次様、大熊

新兵衛様、西山田時次様江、錫宅連宛

御礼ニ参、房右衛門、猶吉参申候、

御蔵江参、穀留入用割、催促

致、菓子式百文上、可致割由

承置申候、

38

一、將(齋)油百駄、亀屋善左衛門出候所
被仰付候

十八日

一、義兵衛、歩割諸勘定
残り致し、武八、義兵衛、當
役寄合致し申候、昼老飯
認申候、

十九日

一、作五郎未進三朱、御家老様
差上申候、

一、穀留入用割、御廻状参り候、

廿日

一、穀留入用、御郡中割参り候、
高部村、老兩下四刃式分四毛割附参候、
御蔵江上納、房右衛門参候、

廿一日

一、御廻状ニ而、御役所出候所、小平源三郎

39

酒拾五駄、高遠殿垣外

久仁太郎を送り申候義被

仰付候、右之印鑑ニ而、改可申候

様、尤四樽附ニ御座候、則

廣八参、御受仕候、

一、宮田渡様方高帳改、指

可出被仰付、房右衛門書出、

差上申候、尤人足平均

割之義御座候、

廿二日

草高割、

一、穀留、天龍切廣、京都御免勸化

御本丸御庭御用、御三之丸橋懸替

入用草高割致、役人三人

古役、義兵衛、栄吉寄合

調帳拵申候、雨天ニ御さ候、

廿三日

一、松本青柳碩水寺和尚様、

昼時分ニ御出被成、目いしや

竹内新八様、療治ニ御出被成、

御宮参詣ながら、初而御出被成

40

則、廿三日晩御泊り、御供老入、

御連被成、土産天風呂敷、扇子

手拭、茶被下候、廿四日朝、御立、

伊奈松嶋、赤羽根、小野、寺、御

披ニ御出之由ニ御座候、尤、額、

蘭間、幕股下拵、御覽ニ入、早々

拵候様、御約束仕候、

廿四日

一、御川除御奉行様、大熊村方、

高部村迄、先達願置候通、

御普請被下候、村人足廿四人

宛り候、御茶菓子、徒義ぬき

團子式百文分調、川尻ニ而、茶

上度心懸候得共、茶斗ニ而、

不上候故、役人ニ而、喰申候、

上金子御弁當、大熊御朝飯、

神宮寺小弁當、千駄佛方、

廿四日晚、安国寺御泊り、

廿五日、宮川除、茅野村詰

候様御廻状参、高部廿四人

参り候、役人三人、歩キ、

41

弁當認致申候、宮田渡

御屋鋪石かつぎ人足四人、

外ニ老人町遣、又、石かつぎ

人、不足故、昼方又、三人急宛

三人出申候、

廿五日

一、宮田渡石かつぎ、前文之

通りニ御座候、川除十二人

茅野、宮川除ニ参り申候、

廿六日

一、當年苗違ニ付、見分として、

五味藤左衛門様、御越被成候、

當村之義、苗生立七步ニ

申上候、尤、五分位候得共、

成丈小苗植候ハ、村融通

出来候様申上候故、御改も無之

安国寺御泊り、夕方御通被成候

四五日前、御役所様ニ、殖日願

上候、被仰付候、餘り候ハ、外々

融通可申候様ニ、御座候、

一、入山口、順達申遣候、五月節方、

八日前、定日ニ御座候、

42

廿七日

一、穀留入用割金御渡被下候、

御廻状、御蔵方参、則、房右衛門

猶吉兩人参申候、

一、時割物、御郡中割、穀留入用

御庭三之丸御橋懸、天龍切廣、

草高割、御役所御調請候

申候、

一、御蔵ニ而、御渡し被下候所、拾六兩

三分、三刃九厘式毛御請取参候、

右ニ付、御勘定違ひ御座候故、

古役、當役、寄合談事、

いたし、明廿八日ニ願上、

いたし候、談事相究申候

一、苗違ひ故、田うへ五日、六日

方始度願候ニ付、御廻り

藤左衛門様方^江 郡方様書
状、被廻御聞合之上^上被仰候、

廿八日

一、穀留入用割、都合

午一月晦日迄式十八兩式分

式朱式刃壹分五厘之所

不足^二御座候故、古役義兵衛

房右衛門兩人參、岡村忠右衛門様、

横川弥七様御願、御内改被下

候所、書上帳^二違^一無^一之候故、

御役所^江、廿九日^二願上^一候様、被

仰下候故、先安堵仕候、則、房右衛門

所々御礼一同いたし候、

猶吉、郡方様書状、藤左衛門様

方^江、持参いたし候、

廿九日

一、御役所^江參、穀留入用割違

之所、御改願候、御調書付、被下

御蔵^江引合可致候様被仰下候

其上、御改可被下候義、被仰候、

則、御蔵參候處、其日は不明候

故、廣八帰^り申候、

一、御廻状被下、苗間之義

四日方植候義被仰付候、

一、夕、村中寄合、川尻汐堀

申へく談事、人足五人呉候

44

五月朔日、作五郎未進金

一、御未進金、式分^一式朱^上三分八厘一毛、

土橋左膳様、上納致し、則、

御請取書付、皆済仕候、

一、穀留入用割違、御蔵^江米

見嶋蔵殿^江頼、内聞宿^二而、

致し参候、

二日

一、御川除御奉行御下役様^江、鯛

一連宛、差上御禮相済申、御節

句御礼もいたし申候、猶吉

廣八、西山、友之町、御両所^江參

申候、御蔵^江參、穀留入用

割違引合致、書付被下、

御役所^江參候處、御下^り故、

不申上、帰^り申候、

一、作五郎、子安田地之義、房右衛門

飯嶋五右衛門兩人扱^二而、^{こふや}江

三兩式分遣、源左衛門田地買

45

候様、片付申候、

四日

一、御宮方作扶持方^二而、式兩十日迄、無利息^二御賃

一、穀留入用割違、不足之所、^{被下候}

御役所^江、御催促^二廣八

参^り申候所、調落^シと

御意御座候、追^而割出^し

物可有^之候間、其次^と被仰候

田植いたし申候、

五日

一、宮田渡様、御祝義、干たら、

御家老様干たら、袋介様

干物御禮相済申候、

一、苗御見分、五味藤左衛門様

植田御見廻^り而、御立寄被下

御酒差上、御下役林右衛門様

御仲間上下三人、御茶菓も、

出^し候、村融通^二而御座候与、

申上候、穀留入用割違、御咄^し申候、

六日

一、田うへいたし申候、(田植^え)

七日

一、御未進立返^し仰付られ、割合

致^し、壹石壹斗七升八合四夕壹才

武八、八斗三升二夕、専松、三斗六合五夕六才

作五郎、四升壹合六夕五才、午七月迄

御日延願置申候、

八日

一、穀留入用金割致^し申候、當役

古役義兵衛殿、栄吉殿寄

惣^へ十四兩三分一朱^上八十四文

拂方遣^り申候、残り而、八兩式分^上

百十五文

村方四拾老軒割、老軒^二付、

三朱^上百二十四宛割附遣^し申候、

夕飯料、六分宛勘定致申候、

九日

一、右同断、人数寄合、村割附

調、貸金請勘定致置申候、

當役三人、義兵衛、栄吉出、朝飯

昼飯認いたし申候、

47

十日

一、右請拂致^し申候、漸々

天氣上^り申候、

十一日

一、穀留入用割不足^之分、願上義

二付、^{横川}弥七様^江、御内々願^二參、則

赤魚式百文差上申候、

西御役所^江願可出、先^は、

郡方様^江は、見合可申候由申、
 被仰候、岡村忠右衛門様^江
 御内々願参候處、調
 落之義、改直候間、先は
 延置、此次御勘定之時
 可申出候、其節心付遣し可
 申候と被仰付候故、先ハ、延し
 置申候、廣八、猶吉兩人参候、
 一、松本領三千石、内田村七左衛門守子
 太門次夫婦、當社参、其上、
 甲州御嶽山^江参候而、當村
^江通懸候所、真志野村^江三
 次
 と見受候得共、諏方神田村
 豊吉子分、三保吉と申者、
 塩尻宿山本や鉄蔵^江被頼
 追手^江参候由、紺屋与右衛門方^江
 夫婦、かくまい被下候由^江而、居候所
 三保吉ふみ込、出^江呉候由
 被申、いろく^江申越、穀留御奉行様
 有賀村笠原羽右衛門様、御出張
 有之、訳合^江願、則、御利解
 被下、三保吉返^江申候、太門次
 夫婦は一夜留置、人老入
 附、中町萬や甚右衛門殿方^江送^江
 頼申遣^江候、則、乙松、町迄参候、
 酒代候間、老朱預^江置申候、
 十二日
 一、田植仕舞仕候所、御役所様
 御届^江申上候、則、五味藤左衛門様
^江
 御札鯛老連上申候、
 則、猶吉参候、
 一、儀兵衛殿、江戸^江参候付、諸勘定
 帳預^江置申候、

十三日

49

一、百瀬庄兵衛様、御死去被成候
 三付、御悔参、則、清明香
 老わ上申候、高国寺迄
 人足老入連、こも持参致候、
 廣八参申候、
 十四日
 一、村日待、晚^江いたし申候、則
 十五日^江、兩社^江日参致候、
 談事^江一人宛参申候、
 十五日
 一、兩社参、初、松次郎、藤五郎
 参詣致^江申候、穀留
 酒荷送^江返^江御座候、
 十六日
 一、法華寺尼僧、阿弥陀
 堂、住寺致^江呉候様
 御頼^江御座候^江付、寄合
 村中相談致申候
 所、住居、為致候^江、相究^江り申候
 則、十七日^江、法華寺、其話申候、

50

一、殿様御發駕被遊、則
 武津^江而、高部村役人
 申上、則、當役三人参^江り申候、
 赤羽根新兵衛茶屋^江
 打寄、宮田渡村役人衆と
 御酒吞、三人^江而、百二十八文
 廣八出^江し申候、夫方町宿
^江参、弁當認^江、郡方様^江、
 十七日
 十八日

御代寫

一、御代寫
 鯛老連宛差上申候、
 御調方御役所替^江、大奉行
 市原佐右衛門様、諏訪民右衛門様
 御廻状御請、鯛老連宛上申候、
 一、法華寺方村^江酒振舞
 申候由^江而、式升被下候、
 明、十八日尼僧入院致候、

51

一、東堀元右衛門、御蔵御番人
 十九日
 一、酒送^江候處、清水町茶や久左衛門
 岡村善兵衛兩人、役所^江参、
 改候所申訳無^江之由被申候、
 廿日
 一、御役所、房右衛門参申候、宗門
 元帳、御調請、人別一札差上
 御拂馬御断申上、
 一、農休致、法華(寺)方被下酒
 薬師堂^江而、披^江申候、
 村中打寄申候、
 廿一日
 廿二日
 廿三日
 廿四日
 廿五日
 廿六日
 廿七日
 廿八日
 廿九日

52

一、御蔵米見、東堀元右衛門様
 晦日

御請御祝義、房右衛門參申候、

六月朔日

一、陽氣祭り致遊申候、天氣
宜敷、田畑よろしく候、

二日

三日

一、穀留御見(目)附様、岩波岸右衛門様、
御廻り、則是迄番屋帳御持參
被成候、出口御引合被成候由

御座候、随分嚴敷中次受取

取置、附通し三候、出口受取
手形取置、可申候様被仰付

四日

一、御勝手方御役所

53

御扶持方帳、御中印

願受申候、廣八參候、

五日

一、虫祭り致、村中寄合

如法院様三而、紙巻畳

酒五盃、錢貳百文上、御札

被下候、村方三てハ、酒四升

干たら式枚、大根おろし三入、

貳百文、子供三菓子呉、

申候、

郡方様、御用部屋、御寮合日

朔日、四日、七日、九日、

十一日、十五日、十七日、廿日

廿四日、廿九日、

右、御寮合被成候日也、

御出役様、御聞申候、

54

六日

一、歩割惣代、入札致、長八殿江頼申候、

七日

一、三ヶ月調、歩割致し申候、惣代

大吉、長八、役人三人、歩キ共、

六人分、昼夕両度認致し申候、

夕なへ致、漸々仕立申候、

八日

一、御扶持方帳、西御蔵江指出し

可申義、被仰出候三付、神宮寺村

新蔵ヲ頼、御蔵江訛申候、

陽氣宜敷方三而、大暑相成、

作物よろしく候、

九日

一、歩帳、御調方御役所江差上御

預ケ置申候、猶吉參申候、

十日

十一日

一、上金子村、久保田橋、懸替三付、杣助之丞參候、

55

もより方出、職人足貳人江、御手形參候

十二日

一、所々病人有之候由三而、相談之上、

百万遍念佛、薬師堂三而、

唱申候、酒三升買、子供三

菓子貳百文分買與申候、

一、豊屋仲右衛門殿、御作事屋御用

宛り候所、病氣故、御言分三参り候

御老中大田備後守、下之諏訪御通

り三付、此日房右衛門參候、

上金子村江、杣、助之丞參申候、

日履、右同断、

十三日

十四日

一、上金子村、橋懸人足、式人參候、

大工宛候得共、無御座候故、

御言訊申候、

十五日

一、御調御役所江、三ヶ月調置帳

御下ケ被下候、

一、御廻状被下、亀松、役人式人

一類召連、温泉寺可出様

被仰付、尤、病氣候得は、

56

一類名代三而、可出由被仰付候

一、夕方夕立三而、大雨降、所々

荒申候、

一、土用御見舞、郡方様、御代官様

鯛老連宛、差上申候、廣八、猶吉

參申候、

十六日

一、宮田渡様、土用御見舞、餅巻升

分、差上申候、御家老様、鯛老れん、

袋助様江干物巻連差上申候、

天氣よろしく候、

十七日

一、秤御改、神善四郎方、国々不残

追而、御役人改三參候由、御廻状參申候

一、亀松、是迄御答、被仰付

居候所、温泉寺觀光院様

十三廻忌、御法事三付、御呼出

被遊、則、名代由三郎出、一類

又兵衛、磯之助、役人廣八、房右衛門出

一類預ケ居村之

外江出間敷御免、高部村

亀松

57

他所出

御城内外、御構

右之通、御書附被下置申候

一、遠州富新屋村、与四蔵義

親与次右衛門疵付、右之疵_三而、相果

逃去候、与四蔵人相書廻_リ申候

十八日

十九日

廿日

廿一日

廿二日

廿三日

一、御尋物一札、柳口江差上申候
廣八参_リ

一、宮田渡様、春日様御祭_リ

例年之通_リ、酒式升、干物

差上、御酒、こわい(強飯)頂戴

仕候、役人三人参_リ

58

廿四日

一、穀留入用割、不足之所

郡方様願、御調役所_江

願置申候、房右衛門、猶吉

参申候、

一、六石四斗壹合不足_三御

さ候、但十式俵_三斗、御相場候、

廿五日

一、村中出拂_三而、道橋川除

荒所膳拵致、昼過

迄_三致、酒式升買申候、

尤、直段卷升_三二百文近_ク

_三御座候、則、陽気祭_リ

致_シ申候、

一、守屋主殿様_ヲ頼_ミ、工藤様

江穀留入用不足違之所

頼_ミ、御内々御頼_ミ申上候様

御手土産_三而、うなき

三本差上、代五百五十文、

上金子作蔵殿方買申候、

廿七日早朝、御出歩人足、

御供_三遣_シ申候、

廿六日

廿七日

廿八日

一、守屋主殿様_江、工藤様御出、

則、御酒之御肴_三而、

うなき四本串_三差

焼鉢_江載差上申候、

穀留入用不足之義

主殿様方御願上之節、

一、穀留入用不足分、願書仕立、

横帳共_三仕立、役人、古役、武人

拵申候、夕飯認_メ申候、

一、金老分_三口口_江遣申候、當年分_江

右段々二季穀物申候得共、御さ候、

是_三迄通_リ申渡候、

廿九日

七月朔日

一、御役所_江穀留入用割不足

之願書_三致、金数書上

横帳添、願書上置申候、

御上_三而被仰候は、此次之割合

入可出義被仰、則、山中様

御着番_三御座候、尤、書上程は、

不出、村_三而引物有之由被仰候

右願書帳、納置申候

右願書帳、納置申候

59

一、穀留酒荷、手形持参致す

故、酒預_リ跡_三而、手形参候故、

送_リ書遣_シ申候、片倉村八五郎

式駄、又兵衛、銀次郎式駄、

七月二日通_シ申候、

一、土橋甫右衛門様、穀留入用

御下_ケ不足之願書上候_三付、

御内意願上置申候、

内津茶半斤上申候、

廣八、猶吉参申候、

二日

61

守矢主殿様、嶋崎

江御出被下、御咄_シ置

被下候は、穀留入用

之義_三御座候、

三日

四日

穀留入用割願_三、

御勝手方御役所

江願出候、房右衛門

参申候、_{義、被_レ出候}

一、菅沼李弥様_江、清左衛門

内々御願_三申上候、

磨鯛二枚差上_ケ申候、

一、川除御見分、御廻状参申候、

茅野村方文出村迄、茅野御泊

安国寺御朝飯、

五日

一、御川除馬場弥八郎様、御肝入

大熊村新兵衛様、西山田時次様

桑原村龜二様、小和田村重蔵様

桑原村龜二様、小和田村重蔵様

御中間様 上下六人、小弁當
被仰付候、則、煮しめ、こまつ結
差上申候、役人三人、歩キ共認、昼飯
也、都合白米貳升五合炊申候、

六日

一、御川除大奉行様、御請、

賜志連上、御下役様貳百文、
桑原龜次様、御代差上申候、
猶吉參申候、

一、小松源左衛門様方御廻状參申候、
其日、銀次郎娘宅召連、一兩日中
可參候、

一、宮田渡様、節句御礼、賜志連、御家
老様干物、泰助様同断、盆礼共、

八日

一、御嶽講致、真志野村政吉殿頼、
政次郎、兼太郎、甚五兵衛、伊左衛門、
佐之吉、作松、銀次郎、

63
杵左衛門様、弥藤五郎、

九日

一、御御役所^江穀留入用割違
調方
之義^三付、願書^三横帳差上置申候、
此次之割之節、加^江可出義被
仰付候、尤、村除物有之候義
も被仰候、能々調可申候由、被仰
下候、其日廣八參申候、

十日

十一日

一、郡方様、御代官様^江、盆御礼^三
房右衛門參申候、賜志
連宛差上申候、

十二日

一、茅野外記太夫殿、五穀成就之
御祈禱、御神樂、毎年執行
致度、十月十五日大々神樂
定日^三而、御初尾、陽氣宜
敷候ハ、穀物^三而可上候由、
横帳^三而姓名を書付可申候、
村中寄合致し申候、

64

十三日

一、御未進立返金、内入金
上納致し申候、

一、貳分、土橋左膳様、貳斗五升五合代、指上申候、
一、壹兩壹分三朱、七厘四毛、七斗三升三合五夕、留右衛門様^江、
指上申候、

一、夜九ツ時分、御足輕万次様、御尋物

ニ御出被成、則朝飯御認^江料
百文指上申候、細川肥後守様
御家中、老万五千石程之人之内、
御いしや欠落仕候由、大ッハ江戸
之方^江參候由、中新田真宗寺^江、前日
常番衆、足輕又七様、御立寄、草鞋
御はき替御出被成、口々御尋之

義^三御座候、山内秀栄、申、いしや
と承候、一向相知不申候、

一、薬師堂庭草取、歩キ共、二人、人足一人

十四日

十五日

十六日

十七日

一、江戸宛人、新組違金之義、
神領割付如斯^三御座候哉、神宮寺
村^江掛合仕候處、先御伺^三參候

65

所、上納見合可致義、御代官様御宅^三而、
被仰付候由、猶吉參申候、
猶又廿四日^三御宮方^江御伺^三參申候、
神宮寺^江參申候、

十八日

一、穀留御目附様、林惠十郎様、都合御三人
御廻^江、御泊^江被成候、

十九日

一、薬師祭り、例年通り焼飯致^江候、
餅貳斗、白米貳斗、小豆五升、薪十四わ、釜三合、麻切四尺三寸
一、村若者頭替^江、銀次郎、常蔵兩人
入札^三而頼候、是方致^三老年替^江、
致候談事^三定候、天氣宜敷
作方、殊之外^三よろしく候、

一、やきめし數百八十五斗、若者頭入札一年替^江、
米西一升、廿日、銀次郎、常蔵定候、
部^三分、人足朝飯認、定式御座候、

一、村方豊作祭り致、大神樂頼^江、
役元^三而、壹分貳朱出^江呉候様、
若い者^三被申、薬師堂^三而、
一日貳分貳朱^三而、買切廻^江申候、

廿日
一、七人人足
右は人馬明廿一日早朝方
御宮^江差出可申候、尤
御作事屋方、御射山迄長^江
式間程之材木等、附合送

66

候間、其心得^三而、人馬
差出可申候、以上、
七月廿^上宮奉行

廿一日

一、山神^三休居小喰^江、大坂者^三而、喰
事無御座故、歩行出来
かたく、結飯拵遣^江呉候而、
漸々力附申候^而、立越申候、

廿二日

廿三日

一、右小飯(乞食)、か内拵呉候、山神方連下し申候而、菓師堂

掾(縁)側ニ寐置申候、

廿四日

一、天氣宜敷、田方殊之外、実のり申候、御射山御小屋

懸參申候、千躰仏語義有、

一、御射山御小屋掛、御奉行様、合羽持參

廿五日

一、風祭り、例年之通り役所ニ而

祝ひ、百文酒代いたし申候、

役人老人參候

67

廿六日

一、御川除大奉行、馬場弥八郎様

御下役、御肝入金子新右衛門様

龜次様、時次様、重藏様、

御仲間御供、都合上下六人

土手ニ而、餅式升搗申候、

砂糖半斤少々

御茶而、御酒差上申候、

御夕飯大熊方、御宅江御歸り

被成候、

一、穀留御目附柴宮庄之助様

御足輕老人、御仲間老人

御小(弁)當御認差上申候

御仲間様、同座ニ而、膳少々

ひくきニ居候所、何如と御聞

被成其義ハ、御目附様

御同座故上ラ重シ候故

と御云訳申候、則、御目附様

江、御咄申候而所、相濟申候

一、小弁當米壹升焼

平拵申候、牛蒡せん、かんひよう

落し玉子、酒出し申候、

68

廿七日

一、御射山江參詣致し申候、

一、宮田渡様、御小屋江例年之通り

りんこ上物壹升御機嫌

伺ニ差上申候、

一、宮田渡御屋鋪、御家老様方、

人足歩帳、差出可申候与、

御廻状參申候、

廿八日

一、柳口御役所江參申候、廣八

參申候、穀留御引取

と成候由被仰付候、尤

米穀ゆうずう可致候旨

急度被仰付候、

一、金藏原山帰り、茅野

ニ而、御足輕様、不打候ニ付

町宿ニ而いろく申候得共、

一、きつ(疵)代為、式分目錄

ニ而出し候、

69

一、川除方、御礼、猶吉

參候、

廿九日

一、御郡中御廻り、神宮寺村、御朝

飯差上、則、印形、高部村、

一、御射山下り祭り、坂口江、役人出、御機嫌

伺申候、御郡御廻り濟候上、役人酒祝ひ申候、

八月朔日

一、穀留御出役様、御開被成

則諸帳面并人足書留

帳、荷物峠送り、手形并

口々印鑑不殘持參被成候

御手明五味七九郎様ニ御渡し

申候、此日至候得は、他所江

米、澤山出申候、直段十七俵位

ニ御座候、穀留番人引取申候、

小屋は、名主ニ取候仕来り候、

70

二日

一、穀留開候後、他所江出候事不成

相、外江澤山付出し候ニ付、又他所江

出穀、御留御廻状參申候、御見廻り

之御奉行様御座候、

一、小飼峠道作りニ式人足、

申候、

一、已分御未進七月迄立返し被下、

武八、乙松、作五郎、相濟申候、

三日

一、御射山御祭礼御下り之節、

坂口ニ而、御機嫌伺候節之處

不案内ニ而御尋ニ而、申訳なく、

御宅申候、金井嘉藏様、同菊之進様

原五左衛門様ヲ御頼、申、漸々

相濟申候、御礼内津茶一斤

江共、御返被成候

紙一疊、五左門様江、御礼申上候

一、穴山村ニ寄、角力御座候、尤御家老様

御上覽ニ而、村役人方廻文參候、

役人ニ而、相撲引連可參候由、

71

房右衛門申訳ニ參申候、

一、穀留御目附、芳賀五郎蔵様

御見廻り御出被成候、小弁當上ヶ

申候、尤、御添役、御足輕、御仲間様、

一、穀留入用割調上帳仕立

古役、武八立合致し申候、

四日

一、右同断、穀留入用調、

一、宮田渡人足書上申候、尤、

横帳ニ致、月々出上差上申候、

一、十二月分、式十一人

一、正月分、式十七人 馬老足

一、二月分、式十八人 馬老足

一、三月分、式十二人 馬老足

一、四月分、式十人

一、五月分、式十五人

一、六月分、式十六人 馬老足

一、七月分、式十二人 馬老足

一、八月五日迄分、七人

惣々百七十八人 馬六疋

右之通書上申候、外三巳年歩割帳

可出候義ニ而、上申候、

一、江戸宛人新組違ひ、御宮方ニ而、

いろ／＼御尋御座候得共、相不知候

72

故、神宮寺村、神領ニ而は、寛政

十二^{庚申}年参候義有之由ニ御

御咄し被成候得共、其節不出候由

承、當村ニ而一向相不知、奉行所

先、可出由ニ而、上納致申候、

五日

一、江戸宛人新組違ひ、是迄之事

相不知候故、

一、六匁式分七厘六毛、御蔵江上納

致申候、廣八参り、

一 六日

一、宮之脇嘉蔵様を、坂口御出

迎ひはつし候、御詫之御礼

内津茶上候得共、御返し被成候故

丸屋返し申候、

七日

一、穀留御見廻り芳賀五郎蔵様、御出

御足輕、御中間、都合御三人様、弁當

被仰付、則、平ノ物、人參、めうか(茗荷)

かんひよう、肴赤魚二本、橋場

方式百文ニ而買上置致し、としよう(鱈)

73

御肴と心懸候得共、御酒なし、

役人三人、歩キ認め致し候、

八日

一、宛人新組違ひ、是迄之事

相知不申故、御宮方其訳申上候、

一、峠道作り、宛人足拾式ケ村^其廻文

出し候、下書古役方聞合、八月

十六日ニ致候、尤彼岸十九日故

三日前位^イ之事ニ候由、

廻文

明後十六日、杖突峠、致道作り、

候間、左之通り人足、鍬、かち

持参、六ツ半時参候様、御申

付被遣可被下候、以上、

高部村

午八月十四日 役人

一、馬持不残

一、五人 神宮寺村

一、八人 宮田渡村

一、拾式人 上金子村

一、拾式人 中金子村

一 五日

一、五人 福島村

一、式人 赤沼村

一、式人 飯嶋村

一、式人 新井村

一、式人 中河原村

一、式人 安国寺村

一、式人 小町屋村

右村々

御役人衆中

追而、廻文早々御順達可被下候、

見留り之御村を御返り被下候以上、

九日

一、穀留入用割上帳、六ヶ村

見合候所、不宜之所御座候故、

願不上持帰り申候而、又々

仕立差上申候、房右衛門参申候、

十日

一、右同断、入用割帳、調直し、

拵申候、役人三人ニ而致し申候、

十一日

一、右同断、入用割調帳、御

役所差上申候、猶吉参申候、

尤、六ヶ村一同ニ而致し申候、

尚又、調之上見世可申候義被仰候、

一、八釵様ニ勸進角力御座候、

此日終り、尤諸役不残地角力ニ

而取、福嶋小楨山、弓取申候、

十二日

十三日

一、宮田渡御屋鋪ニ而、若旦那

様、御誕生被遊候、御廻

状参、則十四日御酒老升

懸肴差上、御祝義申上候、

74 (7390)

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

廣八、房右衛門參申候、

十四日

一、福島村ニ小槇山開取祝
ひ、角(力)致し申候、

76

十五日

十六日

一、杖突峠道作り致し申候、
外村方も不残出申候、
内ニ而は、なかし元拵申候、
一、上州榛名様御師、御守被下候、
十七日

十八日

一、穀留入用割、御内々ニ而、
工藤様江御頼、守矢様江
役人三人參、不上候ウ、
一、籠手土産ニ村參致し候、
文右衛門方三百式十四文買、
一、〇〇三人、惣左衛門殿、番ニ而、
十九日夕泊り申候、
十九日

一、阿弥陀堂、供養石
建替石垣拵、段々
若物ニ而は立、村中出拂

77

相談致申候、

一、〇〇三人、惣左衛門殿泊り申候、
廿日

一、右、石垣村中出拂ニ而
致申候、

一、白(米)式升、薪式わ、阿弥陀坊入院之節、呉申候、
廿一日

一、右同断、出拂致申候、

道祖神様、御居替致し申候、

一、八人組、廿三夜講、御居替ニ付、
村中江、御造酒老升買申候、
廿一日

一、坂口道祖神、御再建相濟、
祭り致申候、御備餅、一饅り、
老升々、又投餅老斗分拵、
なし老俵、酒七升新酒也、
老升代式百七十式文、餅米
老升代百式十八文、肴なす
二十文ニ付、八合宛

右、御松饅り致、村中祭りニ而、

78

榎餅(蒔餅か)なし、目出度相濟申候、

一、暮方高道之候十二人組之
廿三夜塔、坂口車ニ乘、村中ニ而、
引寄居替申候、講中ニ而、
新酒老樽出し申候、何分
辞退致、皆々申様ハ、引附江節
酒老升買與候得は、よろ
しくと申候得共、是悲ニ、
一樽夕飯後、役元ニ而、村中
披キ申候、肴ニは、なす式十
いたし申候、残り之酒
分毫

五升、昼祭り之酒ニ、差引
申候共、則、長介殿江遣し申候、
尤、預ケ置候共、何レ丁江預ケ申候、
廿二日

一、廿三夜講、又兵衛殿致申候、
廿四日

一、宮田渡御屋鋪、焼米差上
申候、尤御上様江、餅焼米御役
人中様江老重、御家老様江老重

79

差上申候、御先米六俵
小麦老俵、當引申候、
廿五日

一、郡方様方、夜五ツ半時分ニ
御廻状參、急用事、時付
之義、猶吉、藤五郎參、
夜中大雨ニ而、御宅江參候處、
其村之龜次郎と申者、
中条御役所ニ而、御詮義
被遊之義ハ、大門村ニ而、利兵衛と
申方ニ而、盗いたし候由、
御改、高部村ニハ名面之者
無御座候義申上候處、
精々致、明廿六日五ツニ付、
急度可申上候義、被仰付候、
廿六日

一、右之義、役人、古役寄合
宗門帳并いろくノ鑿穿(穿鑿)
いたし候得共、右名面

80

無御座由、柳口ニ而申上候、
御役所様ニ而、被仰候は、
若夫ニ似たる名面ニ而、
有之候哉、御尋御座候故
外ニ十七ヶ年以前、寅年
行衛無之者御座候
得共、二十九歳之者
ニ御座候外ニ無御座候
由申上候、然役人一札
可差出義ニ而、御下書被下、
明廿七日早朝、可差出候
義、畏、廣八帰リ申候、

廿七日

右之義^三、一札持参いたし
御役所^三、房右衛門参申候
則、差上相済参候、

一、簑笠之助様御支配中条御役所^三而

廿八日

小懸郡大門村、利兵衛方盜賊龜次郎、申者無御
座候由申候^ハ、一札差上相済申候、

廿九日

81

晦日

一、内見致、當年は、
陽氣柄宜敷、表方^三ハ、

一向御検見無御座候得共、
先、内見之上願候積^リ御
座候、尤筆数二十九筆

古役四人又左衛門、太吉
紋弥、幸左衛門出^シ申候、

一、耳^三取候義、前山御留
被成候義、被仰付候、

九月朔日

一、大検見工藤^三助様、松田源左衛門様
神宮寺、御朝飯^三而参候處、

申渡^シ御座候間、此次^三可出義
被仰付、則、御射山神戸

迄、御機嫌伺^三参、盜賊入込
候義、又御検論ゆるみ不申

義、地犯云杯、又ハ情米出^シ
(事犯)

82

候村々、九月十日迄申上
可致由被仰付候、

一、御検見筆数調、差上申候、

二日

一、御検見御家老様、内見帳
差上願申候、尤當年ハ、

世柄作物、田方よろしく
故、如何、尤是迄検見

仕来り野せま、洪田多
之所故、其上鹿入等も

御座候間、右之段願上
申候、何れ御上様、申上

其上申付^{ヘク}候義^三御座候
廣八、房右衛門願^三参候、

申上ため、酒老升上ケ申候、
廣八、房右衛門願^三参候、

一、二日晚^三、横内^三火事御座候
二軒焼候由、房右衛門、猶吉参、

三日
一、穀留定式之扶持米

83

願書致奉願上候、

一、五斗八升四合
下白米

右は高部村穀留御扶持方
當年四月朔日方八月晦日迄、四十六日
老日^三四合豆宛

右之通^リ御座候以上、

高部村
天保五^甲年八月晦日 名主

廣八
御郡 御奉行所様

四日

一、右、一札差上申候、則御證文
被下置、御藏参候處、其日明不申候故、

宿^三持帰^リ、下米見俊藏殿頼、御藏^江上申候
一、冲右衛門殿、拂物致度義、隣村
神宮寺、宮田渡、新井役元

江申越、御乍待頼遣^シ申候、

右、五日^三致^シ申積^リ御座候、
五日

一、右同断、拂物致^シ申候、
一、車屋御改、商御改^メとして、
伊藤龜弥様御出、御茶菓子
餅^江砂糖附差上申候、

一、右同断、拂物致^シ申候、

84

尤、印形、横帳仕立致
上ケ申候、下書有之候、

一、冲右衛門殿、拂物致^シ申候、
御宮^江参候處、明後八日

一、御宮^江参候處、明後八日
近村中筋納西方役人
勸化頼度義^三而、御宮^江

呼寄、頼候義、せ話致呉候
積、御申被聞候、
一、片倉村甚五右衛門殿、村方歩として
高部村役元^江参候は、待小屋
と申處は、大神裏林^三而、
御年貢地^三、御座候處^三而、
檜、さへら、其外用木を伐
あらし候、何れ諏方之山人
と存候間、能々御申付可
被下候、重而見付候上ハ、
定法村談事^三而、過料取申候
間、其段御承知可被下候、
尤栗、茸等ハ、落捨^レ

一、片倉村甚五右衛門殿、村方歩として
高部村役元^江参候は、待小屋
と申處は、大神裏林^三而、
御年貢地^三、御座候處^三而、
檜、さへら、其外用木を伐
あらし候、何れ諏方之山人
と存候間、能々御申付可
被下候、重而見付候上ハ、
定法村談事^三而、過料取申候
間、其段御承知可被下候、
尤栗、茸等ハ、落捨^レ

一、片倉村甚五右衛門殿、村方歩として
高部村役元^江参候は、待小屋
と申處は、大神裏林^三而、
御年貢地^三、御座候處^三而、
檜、さへら、其外用木を伐
あらし候、何れ諏方之山人
と存候間、能々御申付可
被下候、重而見付候上ハ、
定法村談事^三而、過料取申候
間、其段御承知可被下候、
尤栗、茸等ハ、落捨^レ

一、片倉村甚五右衛門殿、村方歩として
高部村役元^江参候は、待小屋
と申處は、大神裏林^三而、
御年貢地^三、御座候處^三而、
檜、さへら、其外用木を伐
あらし候、何れ諏方之山人
と存候間、能々御申付可
被下候、重而見付候上ハ、
定法村談事^三而、過料取申候
間、其段御承知可被下候、
尤栗、茸等ハ、落捨^レ

一、片倉村甚五右衛門殿、村方歩として
高部村役元^江参候は、待小屋
と申處は、大神裏林^三而、
御年貢地^三、御座候處^三而、
檜、さへら、其外用木を伐
あらし候、何れ諏方之山人
と存候間、能々御申付可
被下候、重而見付候上ハ、
定法村談事^三而、過料取申候
間、其段御承知可被下候、
尤栗、茸等ハ、落捨^レ

一、片倉村甚五右衛門殿、村方歩として
高部村役元^江参候は、待小屋
と申處は、大神裏林^三而、
御年貢地^三、御座候處^三而、
檜、さへら、其外用木を伐
あらし候、何れ諏方之山人
と存候間、能々御申付可
被下候、重而見付候上ハ、
定法村談事^三而、過料取申候
間、其段御承知可被下候、
尤栗、茸等ハ、落捨^レ

一、片倉村甚五右衛門殿、村方歩として
高部村役元^江参候は、待小屋
と申處は、大神裏林^三而、
御年貢地^三、御座候處^三而、
檜、さへら、其外用木を伐
あらし候、何れ諏方之山人
と存候間、能々御申付可
被下候、重而見付候上ハ、
定法村談事^三而、過料取申候
間、其段御承知可被下候、
尤栗、茸等ハ、落捨^レ

85

候物故、御答^メ不申候、
尤、村寄合致相談上之由^三御座候、
七日

七日

一、月調、歩割致し申候、役人三人
長八、太吉、夜分迄致候
故、認_レ兩度致し申候、

八日

一、御宮_付、役人被呼參候、安国寺_方、
(以下、紙を貼り合わせて見えないようにしている。)

86

九日

一、御役所出候、中之条、御
詮義、鉄五郎事ノ殊之
外六ヶ敷御座候、前々宗
門帳、文政元年_方同十三
年、天保五_甲年迄、

之御宗門帳差上、御詮義
被遊候、己朝參處、宗門
帳持參不致候故、又々
宿_付歸_り、持參仕差上申候、
其日御役所、昼前_方廣八
猶吉參、又昼過_二は、
廣八、房右衛門參申候、
此日弁當、自身認_レ廣八_二度、猶吉_一度、房右衛門_一度

十日

一、右同断_付、房右衛門、廣八
參、又々文化十一_方十三迄之
宗門帳差上、御改被下、いろく
御尋被遊、鉄五郎伯母、田部村
松之助女房とよ之子三人
御座候由申上候故、四ツ時分

方御廻状持、房右衛門、田部村
役人方_江參、年寄一人御役所
_江參申上、其日は十一日_二類
召連、可參来田部村_江被仰付候、

一、其日、弁當一度致候得共、手間取
候故、小弁當遣_レ申候、

十一日

一、右同断_付、早朝御役所_江
出、房右衛門、廣八參申候、
右、鉄五郎旧離(久離)に致し
義、文化十三_庚年一月
帳切致候、御下書被下、尤

(台帳の名義を書替_レ破産財産名義変更)
其節役人印、田部村役、一類
之印、願人磯弥、伯父勝之介
_二願上候、一類書、御下書被下
候、一、其日御役所手間取少々
御弁當遣_レ申候、

一、御檢見願之義、十三夜過_二御出可被下候
様被仰候、

十二日

一、御馬改、三井新吉様御出、
上金(子)村、御朝飯、上物栗式升
差上申候、則、御改受立帳_二

88

仕立差上申候、

一、鉄五郎一件、御下書拵申
十三日、可出被仰候故、仕立申候、
十三日

一、鉄五郎一件、久離願書上
文政十三_庚年之役人
名主房、年寄兩人、幸左衛門、
次郎吉代、伯父勝之介、願人
田部松之介女房、伯母とよ

從弟松太、一類之所之
願書_二而、郡方様御役所_江
差上申候、此日被仰付候_ハ、
大目附御宗門奉行様_付

明後十五日昼頃、右之通
之願書差上可申、被仰付候、
廣八、猶吉御受任、其日
八歸_り申候、

一、神宮寺村_方御宮勸化
御頼承相談、名主源介
方_付、十五日寄_レ談事

89

可致廻文參候、尤、安国寺村
方北真志野迄、十四ヶ村寄申候、
觸_二候、
十四日

十五日

一、鉄五郎一件、宗門御奉行様
_江願書差上被仰候、尤

早朝御宅_江參、御内見之上
昼頃差上申、相濟候、右
御禮鯛老連宛、差上申候、
工藤様、甫右衛門様御両所
様_三而は、源丈親類も無之、
_二と被仰、御返_レ被成候、外
御下役様、七軒之内
五軒は納候、猶吉、廣八參申候、
三ヶ月調帳、御改相濟、御下
被下候、
印 覚

90

一、錢四百文宛、年々取締
料致寺納来_り候所、同
老_レ式百文、先納有_レ候
分、今般拾ヶ年賦_二御頼
申入、當午年_方来_ル卯年

辻拾ヶ年之間、四百文
之内、百式拾文ツ御返し
濟申、残式百七拾六文
宛、年々致寺納申候、以上、

甲卯

午九月十五日 明暗寺

高部村 納所 印

御役人中

一、御宮勸化寄合、十四ヶ村

早朝可寄由、房右衛門參申候、

沖右衛門之畑、入札致し申候、

十六日

十七日

91

十八日

一、前林きのこ下見參申候、

十九日

一、御檢見御家老様、左膳様

佐兵衛様、上御三人御出被下候、

尤、帳は、筆数三拾六筆、

年賦切次願 村汐永引

栄吉殿、清水汐永引

願致申候、雨天^三川尻^三

御茶上申候、

買物覺

一、六百七拾式文 ぼら三本

一、三百三十式文 鰯四本

一、四百五十文 しひ七百廿匁

一、四百七拾式文 鯉老本

一、八十四文 ふし老本

一、式百三十三文 玉子廿五

一、八分五厘 しいたけ

一、廿四文 人參一わ

一、廿四文 焼くし

一、十式文 浅草のり
一、三十八文 里いも一升
一、百文 つくね芋
一、百三十五文 あわひ式ツ

92

一、八十文 長いも

一、三十六文 しめし一升

一、四十五文 こんにやく

一、式貫七百六十五文

銀八分

九月十七日

右は錢屋源八殿買物分

同日

一、餅米三升 名主出

右御茶菓子

一、白米五升五合百 扶持米 嶋や出し

右同断

一、豆腐三丁 名主出

一、拾式文 同人

わらじ

一、式十四文 茂左衛門

わらじ

同

一、小麦 八升 幸左衛門

右は御両所^江御礼、

93

廿日

一、御家老様^江 御檢見御礼小麦

五升差上申候、廣八、猶吉參申候、

一、三升横内^江御礼參申候、

廿一日

廿二日

一、宮田渡御屋鋪、茸狩御出被成、
御家中様御客、御表御家老様
若旦那、御両御入被遊、上物
梨子差上申度調候得共、

94

御下り故 不差上候、

一、宮田渡様献上物酒七升、

式盃入候、桶、村ノ義兵衛殿方

借、先年之通差上申候、

尤、敷物、鍋、菓籠、持參致申候、

朝、御迎と而、二人參候得共、

老人^三、御案内申候、御帰^り

之上、役人老人、御機嫌

伺^三參、相濟申候、

一、御出入之侍衆は、別

酒老升宛、差上候様、被仰付候、

廿三日

廿四日

廿五日

一、町御蔵^江、惣草高書上

国役金御割附^三付、指

出可申候様、御廻状參候

尤、神領斗、

一札

一、百四拾九石七斗七升七合四夕惣草高

右之通^三、御座候、以上、

天保五年^甲九月日 高部村

年寄

猶吉

同断

房右衛門

名主

御代官所様

右之通、差上置申候、

一、秋之内、見廻り、今介頼候處

□□□江届候所、承之場不成

候由申候、

廿六日

廿七日

廿八日

一、宮田渡御屋鋪、若旦那様

御名安丸様と信(唱)申候

義、被仰付候御家老様方、

96

一、金子拾兩、笠原仁右衛門殿方

御借之質、午十二月

上旬御返済之内、扶納

米三拾俵、名主元三而、

御預り、役人三人印形致候

義、被仰付、古役外二、三人

談事之上、印形致し候、

廿九日

一、国役金上納、御蔵江猶吉參候

三分、壹匁四分三厘七毛上納

相済申候、

十月朔日

一、秋中場ニ御座候、當年

は米取方よろし、

尤、束数不足故、むら

97

二日

三日

四日

五日

六日

七日

八日

一、川浚高掛金割致し申候、

惣代初五郎、出申候、已ニ

七日ニ雪降、八日ニは、

有増消申候、

一、四拾二匁四分三厘七毛、上納

一、九分六厘七毛、小利足ニヶ月分

二口

一、丁錢五貫百五十八文

丁錢

一、九百六十九文

三〇〇六貫百貳十七文

目錢為、六貫三百七拾九文

内老貫貳百六十二文、出作引

残ニテ、四〇九百三文、村高割

壹石ニ付、三十七文貳分懸、

村懸分三十八文懸り、

98

天保五甲午年十月九日

一、御経米、薪、高部村上納之義

此度、高越返し候ニ付、改之買上納、

直段、金壹分ニ付、八駄也、

右は、寛政七乙卯十二月改、

其後、文化八辛未年十月改、

其後、文政八乙酉年改候分、

相用上納致候、

一、九石四斗六升八合九夕、神宮寺分高

均割、壹石ニ付、一〇五九九

壹駄四束、上納致申候、

壹束代、三分壹厘貳毛

一、三匁壹分貳厘、上納致し申候、

十日

一、茅野式部様江御湯立願

參申候、十五日相定申候、

一、五穀成就御祈禱、不作

ニ付、廿六夜方御祈願被下候、

御初尾、村中相談之上

秋米式斗上可申候様、

99

申置候、

十一日

十二日

一、御代官様方御差紙被下

右は、穀留毎年定式

被仰付、則、方々様御印鑑

被下、棒ニ卷折且不付

持參仕候、廣八參候、

表方、御收納十三日方

初申候、

十三日

一、村御湯祭り、十五日ニ究メ

申候故、甘酒作り

役人ニ寄申候、右は

例年之通り、役所ニ、飯焼

餅搗申候様、相談致申候、

十四日

一、上川、宮川除、御見分御出被成

上桑原朝飯、上原小弁當昼飯、横内夜飯

100

御機嫌伺ニ參申候、茅野

御泊り、廣八、猶吉參候、

十五日

十六日

十七日

十八日
十九日
廿日

廿九日
晦日
十一月朔日

未四月、勘定之節拂相済申候、

一、三月願、宗門、郡方様

江 七人願申候、文右衛門、由三郎

長之助、義松、金藏、百太、

勝右衛門、右之者、房右衛門

連参申候、

一、国役金割寄帳、御

調請参申候、二役兼候、

右、房右衛門参申候、

廿一日

101

廿二日
廿三日
廿四日

廿五日

一、御表様、御悔_三宮田渡様

江 氣多茶半斤差上申候、

廿五日

一、御表様御悔_三御新屋鋪_江

参申候、夫々、有賀

江音寺、御苑送(葬送)之場_江

廣八、猶吉参申候、

御音物上不申候、

尤、人足老入、菰式枚上ケ申候、

廿六日

一、初収納被仰付候而、宮田渡

御藏_江参申候、則、十五俵

三斗餘斗_江申候、御祝義

御酒被下候、

102

廿七日
廿八日

廿九日

一、宮田渡御屋鋪、若旦那様

御初宮参、則、御子安様

御参詣、奥様御駕籠

御女郎様、御駕籠先

御挾箱、御供本格_三、

御家老様、御押_三御通り、

坂口_江役人出張、御機嫌伺

申候、御帰_リ迫相済申候、

一、穀留入用、書上減_シ候物懸合_七、

有賀村役所_江房右衛門参申候、

二日
三日

103

一、穀留入用割調書上

歩割御改、御役所様_江差

可出義、菅沼李弥様_江、御

内々、清左衛門様_江、被仰候_三付、

調候所、扣、郡方様上候

義、相不分候故、横川弥七郎様_江

御頼、拝見致、其上向

御役所違無之様、可仕

相談_三、其日ハ房右衛門殿

斗_三仕舞申候、

(以下、削除部分)

二、老両三分老朱、百七十八文

右は、四月雪折拂木

沖右衛門殿_江かし置候処、

十一月三日返済致候故、

廣八借置申候、

右、利五匁四分三厘七毛、錢九文
請取申候、

104

四日

一、村御収納御代官として、

又左衛門様、毘代黍様、米見

小吉様、御三人御出被成候、

一、米三拾三俵六升七合六夕五才

大ッ六俵老斗八升老合七夕四才

斗_リ押預_リ置申候、

右、御奉行方_江、明五日鯛

老連宛上ケ、御礼_三参申候、

猶吉、廣八参_リ、

昼飯_三は、くるみ餅致し申候、

五日
六日

一、穀留入用書上、御内々願下ケ

之処、横川弥七様、御頼_三

志(仕)候、式百文御使物致_レ

御役所参候處、十一日可出

被仰付、其日房右衛門、参

申候、

一、豆府札、松右衛門請

105

御勘定所_江出申候、文右衛門

札不持参致、又々差上申候、

七日

八日

一、田部_三出火御座候、寺迫五軒

焼申候、

九日

十日

十一日

一、御役所_江参候處、柳口

- 御請米御改、一統村々出申候、穀留入用割帳御下ケ願候處、歩割御役所江可申上義、被仰候故、其日文右衛門運上札、御勘定所差上、廣八歸り申候、
- 一、宮田渡御屋鋪^江、外記大夫勸化之義、七日御廻状被下候處、尤初尾出候村方ハ、御届申上へ、御廻状參、夜故不出居候所、如何之義候哉、十二日朝書取^三可申上由、嘉藏様被仰、御託申候得共、御聞入なく、田沢、丸山北久保、高部四ヶ村、十二日朝、御託申、相濟申候、
- 十二日
- 一、秋葉山^江代參出立致申候、御初穂、三百文差上申候、
- 十三日
- 一、御郡中御廻り、神宮寺村^江出申候、宮沢忠治様、夕方迄御待候故、小弁當乙次郎^三而遣申候、
- 十四日
- 十五日
- 一、歩割御役所方穀留入用調書上帳、御下ケ願、猶吉參、則、御下被下候、
- 十六日
- 一、右、調下帳之処引合置

- 油、五夕之所、四夕直減、差上申候、
- 十七日
- 一、四夕之処、仕直し、又々、房右衛門、廣八捲申候、
- 十八日
- 一、□□□与四郎段々頼候故、相役申談事上、先年分、老分貸遣申候、主殿様婚礼手傳究^三參申候、
- 一、御作事屋^江、助之丞病氣申上、房右衛門參申候、
- 十九日
- 一、主殿様、婚礼御客^三參申候、
- 一、熱田御師、御出被成候、御初穂、四十八(文)納上申候、
- 外、人足老人、

- 廿日
- 一、郡方様御役所^江、穀留入用割油書上所減^シ候所、御覽^三入、其上、御歩割御役所、差上申候、其節、馬場弥八郎様御下役^三而、差上置申候、其日廣八參申候、
- 一、鹿三百文、菅沼様^江差上申候、
- 廿一日 清左衛門方御託として、
- 廿二日
- 一、下之諏方、馬場弥八郎様内々御頼、穀留入用割帳之義申上候処、先、三月

- 落之分、慥^三相知申候、御相場違之義、被仰候得共、又々忝く候、鹿三百文上ケ申候、房右衛門、廣八參、朝飯下之諏方^三而認、
- 一、町御藏^江方々様穀留御印鑑差上申候、
- 廿三日
- 一、御宮、御勸化之義^三付、神宮寺村崑右衛門殿、数右衛門殿、源介殿御出、勸金帳面^三印呉候様被頼、御神酒一樽村中被下候、
- 一、愛宕山御師、福壽院様御出、村家別^三而、御初尾上申候、但^レ村中^三而、百二十四文遣^レ申候、
- 廿四日
- 一、御貸方御催促、御二人様朝飯御認、御出御利足上納定日之一札、差上置申候、則、借主銀弥、武人吉藏、印形取置申候、
- 一、清左衛門殿、菅沼様^江頼候而、御内々申上候様、參吳候、
- 右、穀(留)入用事^三、御座候、

- 廿日
- 一、御役所^江、穀留入用割帳、油之処、四夕^三直し、郡方様御役所^江伺、其上御調

役所^江差上申、紙之所

御聞被下候得共、正^三

調書上候段申上候、

又、穀留年内四俵

之所御尋候得共、定

式之義故、別^三被下候様

申上候、

一、鹿三百文、菅沼様^江

清左衛門、誂候様申上

差上申候、是、入用割

御内々御調之所、

委細、御頼申上ケ度

義^三付、清左衛門殿^江頼

申候、

廿一日

一、熱田御師参申候、

片倉村^江人足老人送^リ

参、帳面^三は拾定^ト付

候得共、初尾五十文

遣^シ申候、外^二人足老人

附送^リ申候、

廿五日

一、御宮方御酒被下候、村中

昼齋合致、開申候、

勸化相定申候、

一、主殿様御頼^三、工藤様

江御内々御頼、今日御出

被下候、右は穀留入用

之義願上候、御帰^リ

之上、被仰候は、三月御相場

^三而被下候と、被仰候^三而よろしく
御座候、御遣物、鯛三百廿四文、御書出

被下候

112

廿五日

一、御宮勸化、村中寄附

定、夜中過迄かり申候、

一、酒一樽之内、三升あまり、

廿六日

栄吉殿^江式升賣、

与右衛門殿^江老升賣、

直段八十文宛^三勘定

致^シ申候、代^三式百四十八文

一、豆府七丁買、直段

三十三文宛^三、式百三十九文

差引致^シ相済申候、

廿六日

廿七日

一、穀留入用割、御催促、大池、高部

有賀、三沢、四ヶ村^三申上候、猶吉

参申候、

一、山手納、片倉村^江、使^イ参申候、

113

十二月朔日^三、御出被下候様、申参候

尤、神宮寺村^江も、御傳^三可被下候

由申候、則、神宮寺^江申候、

十一月廿八日、御役所^江、両村^三

御届ケ申上候、片倉之夫^三

名^ハ、明藏殿^ト申候、名主

八百藏殿^ト申候由、

廿八日

一、八分、伊藤徳左衛門様、御使^イ御用、御出之節

御認^ス、

廿九日

一、追鳥割一札、御蔵^江差上申候、

老人子供、五年季御屋鋪^江、家来

役人、歩キ共^三拔残^リ御用人之分

書上申候、

一、山手納之義、御役所^江申上候、

猶吉参申候、

十二月朔日

一、片倉村、御堂垣外村

両村^江、山手御上納^三参

申候、神宮寺村之敷右衛門

廣八、新井(村)役人嘉兵衛

歩老人、^ハ四人参^リ申候、

114

老石式斗九升老合上納、直段四斗四升四合

式兩三分式朱^ト老刃九分六厘、御堂垣外村上納

老石式斗三升六合五夕、直段同断

一、式兩三分式刃九厘四毛、片倉村^江上納

二口^ハ、五兩式分式朱、四刃五厘四毛

一、三刃五分五厘八毛、右代金小利足

但^シ、老ヶ月分、老割二分五厘

一、四百文、酒四升

一、三十文、掛肴、二れん

一、三百文、神宮寺村

一、三百文、高部村

一、百四十八文、新井村

一、八十四文、歩キ一人

一、八刃五分、中折一状、王^リ之節

一、式刃四分、役人弁当代

^ハ、五兩式分式朱^ト、御伺之節

^ハ、拾八刃五分老厘式毛

右三口為錢、四拾老貫三百八拾式文、両かへ六貫七百

右為了錢

三十九貫六百六十九文

此割山手米高

式石五斗式升七合五夕割

壹升^{三付} 丁 百五十六文九分五厘

115

一、七升九合七夕式才

山手高

一、壹貫三百四文 割受 高部村分

入用拂

入用拂

壹貫四百八十九文

二口^ハ 四拾四貫八百十五文

為錢 六兩壹朱卜式貫百五十三文

引^テ 八文過

入用一村分百貳十四文

二日

一、山手申上^ニ參候、房右衛門參り候、

其日御休日故

三日

一、右、申上參、山中様御安産、御祝義

參申候、猶吉參申候、

一、山手わり致し申候、

四日

一、村中名々帳、仕立候

廣八參り候、

一、御宮御茶屋^{三而}、御神酒被下候、

寄附帳面上申候

五日

一、三ヶ月調書上帳拵、組頭

大吉昼飯認^テ候、

116

六日

一、山論御年賦金、割致申候、

組頭又左衛門參申候、

七日

一、三ヶ月調帳、御役所^江、差上申候、

一、則、御年賦金割帳、御調請申候、

一、諏方右近様、お袋様御死去

御悔^ニ、清明香三王わ、上申候、

八日

一、諸勘定帳調申候、

一、狩兔追人足八人、安国寺村

明七ツ^ニ相詰申候、御廻状參候、

九日

一、右、兔追人足八人、役人差添、猶吉

參申候、

一、御調御役所^江、三ヶ月調帳御下ケ願

御作事屋御受負入札之義

有無之訳申上候、

一、御貸方御利足金、差上申候、

117

五両利金、伊藤主膳様

一、壹両貳分式朱 利 武八分

一、貳分 銀弥 利 御貸方^江御上

納仕候、此分、廣八出^テ置申候、

一、村歩割人足引合^テ致し申候、

一、山手出し金、糶屋^{三而}、差引勘定致し申候、

数右衛門殿^江、請取遣置申候、

房右衛門參申候、

十日

一、歩割初^テ、人足拾ひ、

致し申候、役人三人、又左衛門、

大吉、紙五疊筆一對

墨二丁外^ニ、定式物取、

十一日

一、右同断

一、拾兩買上、可出候由、御世話人方、
十二日、參申候、

十二日

一、右同断六人、

十三日

一、右同断五人致し申候、

十四日

一、右同断五人致し申候、

一、宮田渡御屋鋪方、歩米

直段^{三而}、買納可致し由、被仰付申候、

118

御知行所中

六ヶ村割^{三而}、三両、又左衛門口

御渡し申候、買物致し申候、

十五日

一、寒氣見舞、郡方様、御代官様

江、鰯老連宛、差上申候、廣八參り申候、

一、下ノ諏方齒者殿、御悔申候、

歩割休申候、

十六日

一、歩割致し、龜松、役人三人致し申候、

十七日

一、右同断武八、喜代松致し申候、

一、宮田渡御屋鋪^江、寒氣御見舞

餅搗老重、但し、壹升分差上申候、

泰助様^江、干物一連、御家老様^江、鰯一連

上申候、

十八日

一、歩割致し申候、ハ六人^{三而}

十九日

一、右同断五人寄合申候、

諸勘定仕舞、帳面見合

〔解説〕

(2頁)

一月七日 穀留御奉行様が一月七日晩から十二日朝まで、十四回食事をした。このうち、五回は自分で用意し、一朱分勘定をした。小口勇次様が詰めた。

小口勇次 御弓持

認 ここでは「食事を撰る」の意。

二月一日 穀留御奉行様が二月一日夕飯から三日の昼飯まで六回食事した。この費用は、儀兵衛方へ扶持を与えられた。これは弓持ちの小口勇次様分である。

穀留 凶作の年に米や雑穀を領外に出すのを監視し、留めたりした。監視する場所に

小屋を設け、これを口留番所といった。諏訪領内には今井村(塩尻峠 岡谷市長地

今井) 餅屋村(和田峠 下諏訪町) 三沢村(小野峠 岡谷市川岸上、中一丁目) 有

賀村(有賀峠 諏訪市豊田有賀) 神宮寺村または高部村(杖突峠 諏訪市中洲神宮

寺、茅野市宮川高部) 湯川村または柏原村(大門峠 茅野市北山湯川、柏原) 葛木

村(甲州口 富士見町落合上下葛木)にあった。

儀兵衛 高部村の村役人の前任者。

(3頁)

二月一日 役替りがあり、村方の高札により(広八に)名主が仰せ付けられた。お札に御屋敷様(大祝邸)へ参る。

御屋敷様 諏訪上社大祝。諏方頼壽。内蔵助。天保十一年九月十七日死去。

御家老様 諏訪上社大祝諏方家家老。政所。土橋左膳栄壽。天保六年死去。

泰介様 矢島泰輔。諏訪上社両奉行。矢島正仲か正壽。

友作様 金井友作か。諏訪上社庶人。

要介様 金井要助か。

宮奉行様 諏訪上社に設けられた奉行。五官祝が主に務めたようだ。

二月一日 米直しは十二俵二斗程だった。

二月二日 昨秋不作のため、穀留出役と村方から番人足二人ずつに歩米式升五合で塚屋

へ小屋掛けして常詰めとなった。

塚屋 高部村内の小字。杖突峠へ至る道の入り口。『高部の文化財』によると、穀留番

所は今の県道十六号岡谷茅野線と西沢川が交差するところに、番屋坂という地名が

あり、西沢川が天井川で坂になっていた。西沢川の神宮寺側にあったという。しか

し、ここでは、塚屋という、磯並社に隣接する杖突峠側に設けられたと記されてい

る。

二月三日 役替りの挨拶に、郡方様と御代官様の所へ行く。同日、大目付へ宗門下帳を提出するために、房右衛門、広八が参る。町宿で食事。

郡方様 郡奉行のことか。百瀬庄兵衛政時(文政十二年十二月二十九日〜天保五年五月)、山中三郎右衛門方徳(天保三年四月十二日〜天保六年五月)、工藤三助重敦(天保二年八月十二日〜天保六年二月)

御代官様 西筋代官 松田源左衛門昌直(天保四年五月〜天保七年五月)

諏訪高島藩は、領域を四つに分け、年貢の徴収などに当たっていた。この四つは東

筋、西筋、下筋の三手と三千石領のことである。

東筋は諏訪市四賀から宮川以東(原村全域まで)の本村二十三ヶ村、新田三十七

ヶ村、西筋は、諏訪市有賀から宮川以西(富士見町全域まで)本村三十一ヶ村、新

田二十四ヶ村、下筋は、岡谷市、下諏訪町と諏訪市市街地の本村二十四ヶ村、新田

五ヶ村、三千石は塩尻市片丘、松本市寿内の八ヶ村である。

大目附様 有賀源兵衛辰裕(天保三年四月十三日〜天保六年九月四日)、両角惣兵衛正

俊(天保三年四月十三日〜天保十三年十二月二十三日)

猶吉 高部村年寄

房右衛門 高部村年寄

廣八 藤森包近、高部村名主。

町宿 村々で城下町にもついていた定宿。城下での休憩、宿泊、相談の場所になっていた。また、町宿は村方のために斡旋なども行っていた。紛争などの時の当事者や軽

い規則違反者を町宿に預けることもあった。〔諏訪市史 中巻〕

(4頁)

二月五日 水車の碓数一札を御貸方御蔵へ提出した。猶吉が大目付へ参り、宗門下帳を下げ渡された。

車屋 水車屋のこと。

二月六日 役元、名寄、諸帳面、証文の堅、横帳を残らず調べ、番付を付し、古役武八、儀兵衛とともに確め、手控も作成した。

古役 村役人の前任者。

武八 高部村の村役人の前任者。

二月七日 川除様の廻状が来る。穀留目付三輪佐兵衛様、足軽丹次様が見回りをを行う。

三輪佐兵衛 穀留目付。清親か。

(5頁)

二月八日 穀留奉行などが(穀留番所に)詰め、三日夕方から八日朝まで十四回食事をとり、うち、五回分は自身で用意したので、三匁を進上した。

二月九日 助の丞内方が欠落し、□□□の与四郎を頼み、村方で尋ね、乙松を遣わした。

路銀に一朱遣わした。これは古役寄合の相談の上で決めたことである。

穀留目付様、篠原善左衛門様と御足軽が巡回した。

篠原善左衛門様 三月十七日の項には「穀留御奉行」とあり。

二月十日 車屋運上一貫九百文を御貸方御蔵へ上納。御勝手方役所へ行き、役人が新役なので、印鑑を差し上げることが願い出ると、それには及ばないとのことで、差上げなかった。

御貸方 藩宮の金銭、米穀の貸付、運上の徴収、三手御蔵の払米を扱う役所。御勝手方御役所 金銭の出納、米穀出納の指図、財政全般のまかない方などに当たる

役所 責任者は賄役。『諏訪市史 中巻』

二月十日 役所で亀屋善左衛門、河内屋長左衛門が他所へ醤油二十駄を出したいとのことで、兩人の印鑑を渡すので来るようにと伝えてきた。廻状は十一日に広八が行き、町宿で食事をした。二十三時頃のことなので、これには行かなかった。

亀屋善左衛門 桑原町（諏訪市諏訪二丁目うち）にあった商家。綿、金物、小食

木綿を日本各地と売買し、酒造業も兼ねていた。『諏訪市史 中巻』『角川地名辞典』

河内屋長左衛門 桑原町にあった醸造業者。『諏訪市史 中巻』

(6頁)

二月十一日 宮田渡家老様の留守見舞に取貝（鳥貝？）二百文分を差し上げた。これには広八と猶吉が行った。

宮田渡 宮田渡は大祝諏方氏の屋敷があった村のこと。諏訪市中洲神宮寺今橋。また、

大祝諏方氏そのものを指すこともある。本史料では、「宮田渡様」と表記されることが多い。また、大祝諏方氏の屋敷が、上社領の役所となっており、これを「宮田渡」という。

二月十二日 宗門改下役様方へ（宗門人別帳の）請取に四ヶ村が揃って参る。房右衛門が行った。

宗門御改 諏訪高島藩の宗門改は、毎年正月十五日に宗門改の廻状を出し、宗門改帳の下書を二月十日までに差し出し、同十五日から宗門改のために他出しないように申し渡す。名主はこれを受けて下帳を作成し、下調べを受ける。数日後に清帳ができて読み合わせをし、所在の寺判をとる。『諏訪市史 中巻』

下ノ諏訪 諏訪郡下諏訪町の旧下諏訪宿。

安国寺村 茅野市宮川安国寺

二月十三日 江戸から飛脚が来て、昼過ぎに到着したと伝え聞いた。内容は、江戸外神田から七日に出火し、大風で大火となった。九日から十日には松平伯耆守屋敷から出火し、諏訪上屋敷が類焼した。直ちに国元に早飛脚が出された。十日出立で十三日に到着した。

江戸表ニ而七日ニ外神田方出火いたし 甲午火事。二月七日に神田佐久間町から出火した江戸の大半を焼く大火事。九、十日には日本橋から出火し、十一日には小石川の

水戸藩邸から出火。

松平伯耆守様 松平宗発（一七八二—一八四〇） 宮津藩（京都府宮津市）第五代藩主。

諏方御上屋敷 天保五年二月十日に上屋敷が類焼し、芝金杉の中屋敷（東京都芝二丁目）へ移る。この時の上屋敷は木挽町にあり、現在の東京都銀座五丁目にあたる。上屋敷はもともと芝金杉だった。（浅川清栄 一九九五『高島藩邸と諏訪一族』）

(8頁)

二月十四日 江戸類焼見舞いに柳口役所へ行く。この時、小平清左衛門殿が高遠へ醤油十五駄を送りたいので、印鑑を渡して欲しいとのことで持参した。これは房右衛門が対応した。

柳口御役所 郡方の役所。民政の窓口。裁判もここで行われた。

小平清左衛門殿 小平清右衛門のことか。上諏訪町問屋。『諏訪史料叢書三十二 明暦三年分限帳（一一三頁）』

高遠 伊那市高遠。

二月十五日 川除奉行、馬場弥八郎 肝入大熊村の新兵衛、足軽小和田の重蔵 東山田時次、桑原の亀次へ鯛一連ずつ差上げた。これは、猶吉が行った。

馬場弥八郎様 川除奉行（御徒目付郡方下役勤中勤番御免 十八俵一人フチ。『諏訪史料叢書二十三 文政年間カ天保年間分限帳（二二頁）』）

大熊村 諏訪市湖南大熊

小和田 諏訪市小和田

東山田 下諏訪町東山田

桑原 諏訪市四賀桑原

二月十五日 納枳六十九本を芹ヶ沢村山師玉蔵へ頼んで詔た。二十日まで上金子村役所まで届けるという約束をした。値段は百文につき五本で契約した。

枳（なる） 少し太めの雑木。『茅野市史 中巻』

芹ヶ沢村 茅野市北山芹ヶ沢

(9頁)

二月十六日 二月十一日夕から十六日朝までの穀留奉行様の食事は十四回あり、このうち自弁の分六匁の勘定をした。足軽工藤松之助様が詰めた。

二月十六日 目付 篠原善左衛門様と足軽二人が穀留改で巡回した。

二月十六日 醤油一駄を高遠へ送った。これは亀屋善左衛門の二十駄の内の一駄

二月十七日 晩に古役寄合があり、穀留について色々相談をした。

二月十七日 芹ヶ沢村玉蔵が枳を上金子村まで送り納めた。値段は五本ずつ払い、六十

三本で一貫二百五十八文。

上金子村 諏訪市中洲上金子。

二月十八日 晩に猶吉殿の依頼で村寄り合いが行われ、奉行が出張のため、やむを得ず頼んできた。穀留人足と御林役人は除外してほしいという者がいるため、相談するこ

とにした。しかし、これまでの定の通りということになった。この時、雪折れを寄せ、火の番を厳しくし、不寝番にして二度巡回することにした。夜更けに宗門改につき、例年の廻状、他に別の廻状が来た。不寝番を始めた。

(10頁)

二月十九日 殿垣外大中屋市之丞から、松本行の酒五駄を送ってきたので、村名の下に印形を押して通した。

殿谷戸 現在の伊那市高遠長藤にある「殿垣外」のこと。

大中屋 伊那市高遠殿垣外にあった造酒屋。姓は北原で、大中屋は「屋号」。高遠藩の

「仕送人」に任命され御用金を任された。参勤交代の時に殿様の休憩所となった。

明治初期まで酒造業を営んでいたが没落。寛延三(一七五〇)年に台ヶ原宿(北杜市白州町)に分家、大中屋(七賢 山梨銘醸株式会社)を出す。高遠にも「元酒屋」

(高遠町長藤栗田)という旅館を営む分家がある。(北原 一〇〇五)

二月二十日 陽気祭。産土様へ御造酒を備え、薬師堂へ村中が寄り合った。酒五升飲み、

柿二十二串を子供にあげた。その時に、薬師田地を預ける入札を行った。入上四斗余

増加し、五年季に定めた。その上で再度入札し相談した。

陽気祭 慰安のために集まって酒を飲むことか。天保五年は、陽気祭が他に三月二十

七日と六月一日、六月二十五日に行われている。

産神様 相本神社のことか。

薬師堂 高部村の神長官守矢邸と大祝家墓地に隣接する場所にある堂宇。諏訪百番札

所三十四ヶ所中二十一番。神長官の本地仏は薬師如来であったため、もとは神長官

家のものだったが、元文三(一七三八)年から高部村のお堂になったという『続高

部の文化財』

二月十九日 醬油一駄を高遠へ送った。これは亀屋善左衛門の二十駄の内のものである。

二月二十一日 柳口へ役人一人ずつ来るように廻状があり、猶吉が参った。赤沼から安

国寺までの遠馬道作りを命ぜられた。

赤沼 諏訪市四賀赤沼

二月二十一日 指出帳に間違いがあったため、武八、儀兵衛、房右衛門が寄り合い、調

査を行った。源左衛門分の新検永引が多かったとのこと。その他少しづつ違っていた

ので、改めて差し出した。

(11頁)

二月二十二日 宗門改を宗門奉行 有賀源兵衛様下役 次三郎様 政之丞様が行った。

花岡村役所で「機嫌伺をし、宗門帳を差上げ調査が行われた。それから下宿で食事を

とった。六ヶ村役人、彦之丞、政右衛門、又兵衛、広八、久三郎、長蔵が参上した。

宗門奉行 有賀源兵衛、大目付宗門改 『諏訪史料叢書 十二巻藩譜私集六』(p.271)』

六ヶ村役人 この六ヶ村がどこを指しているか不明だが、文中からわかるのは、高部

と上金子村。

二月二十二日 指出帳の調べを行おうとしたときに、栄吉殿、武八殿、房右衛門殿が寄り合った。帳面を作成したが完成しなかった。

二月二十三日 宗門改の当番宿は上金子村で政右衛門宅に宿泊した。人別改は首尾よく

終わった。広八と猶吉が詰めた。房右衛門殿は穀留奉行の添見回りに参った。執行坊

は無住のため、証印は神宮寺の寺院を添え置いた。

執行坊 神宮寺の塔頭の一。幕末には住職がいたようだが、この頃は無住だったよう

である。

神宮寺 普賢神変山 真言宗。上社神宮寺の中心となる寺院。諏訪市中洲神宮寺にあ

ったが、明治元年の廃仏毀釈で破却された。

二月二十三日 阿弥陀堂前の道祖神の石垣を村中の出払いで築造し、供養を行った。三

夜高道を引き、諸石を並べた。

阿弥陀堂 茅野市と諏訪市の市境を流れる西沢川の袂にかつて阿弥陀堂があった。平

成元(一九八九)年に西沢川の改修に際して取り壊された。現在、阿弥陀堂跡に、

阿弥陀堂に隣接してあった石造物が移されており、この中に道祖神が二基ある。二

基とも建立年代は不明である。このどちらかが、天保五年に建立されたものだろう。

『高部の文化財』

(12頁)

二月二十四日 宗門奉行へ「機嫌伺」に中金子村役所迄行った。それから入用割について

四ヶ村で寄り合い、書付の控を作成した。

中金子村 諏訪市中洲中金子。

二月二十四日 七貫六百七十九文を四ヶ村で大割した。村分は一貫九百五十四文となっ

た。人数は六十五人で、両替六七。

二月二十四日 遠馬のための道作りの人足を出払いで行った。この時、宮田渡村桑右衛

門から阿弥陀堂に住みたいという申し出があり、又左衛門を頼み、吉之丞殿が参ると

いう。村中に話したところ合意が得られたので、阿弥陀堂の掃除と畳替などを銀弥に

頼んだ。この日に直ちに住み始めた。

又左衛門 高部村百姓代、組頭。

二月二十四日 御家老様が江戸から帰国したので、その見舞いに両人が参上した。

御家老様、御江戸御帰、御見舞 この場合の「御家老様」は宮田渡(大祝家)の家老

土橋左膳のことと考えられる。江戸時代を通じて諏訪上下社から幕府や関係大名へ

の年始の挨拶、御玉会献上が行われており、大祝名代、上下社五官祝、社僧が出府

していた。土橋氏は大祝名代として出府していた。

二月二十四日 穀留諸入用について、村詰人足、出役分を前年の十一月分に願ひ上げ、

郡中割となった。十二月から今年二月までの三ヶ月分を願ひ上げ、銭割で仰せ付けら

れた。(13頁)

二月二十四日 本洗馬へ酒荷物五駄を通すことを高遠天中屋市之丞が高部村役所へ依頼し、高部村は裏印を押して送った。

本洗馬村 高遠藩領。現塩尻市洗馬。

二月二十五日 宗門奉行宅へお礼に行く。下役の次三郎様、神田小兵衛様、政之丞様へ鯛を差し上げた。猶吉が参り、田野屋で食事をし、寄り合いをした。

田野屋 上諏訪宿の商家。幕末には田野屋皆右衛門が問屋役を務めている『諏訪市史 中巻』。

二月二十五日 町宿にて穀留についての寄り合いを六ヶ村で行い、広八も参加した。二月まで銭割にしたいということを相談した。これを岐阜屋へ頼んだ。また、小和田の重蔵様を頼み、工藤三介様方へ江戸から帰ってきた祝儀を渡し、留守中に郡中割が叶ったことについての礼を渡そうとしたところ、受け取らなかった。

夕方寄り合いがあったが、手間取って夜になった。二十六日夕方は大池役人が廣八宅に泊まり、三沢村、駒沢村、大池役人は町宿へ泊った。いざれ明日、町へ行き、三沢、高部、今井三村で重蔵様から御内意の様子を承りたいからだった。

岐阜屋 上諏訪の商家。

工藤三介 工藤三助重政 郡方。神長官守矢主実延の妻の兄弟。

駒沢 岡谷市川岸東四、五丁目。

大池 茅野市金沢大池。

(14頁)

二月二十六日 指出しの作成をする。武八、猶吉、房右衛門が寄り合いをし、夕辺までによく終わる。もつとも、午後二時頃に大池村の役人が町からの帰りがけに穀留の話をする。そのため、二十七日に安否を承るために、二、三ヶ村で藩へ行く約束をした。

二月二十七日 穀留について、猶吉が町へ行った。従前打ち合わせの通り、三沢、今井、高部三ヶ村役人が、工藤様へ、内々のことについて、重蔵様から伝えられたことは、銭割と二月までの調べを受けたとのこと、郡方も内々に両方相談するつもりであったという。夜になり、猶吉が帰ってきた。

(15頁)

二月二十七日 午前六時頃、下金子村で火災があった。十軒ばかり燃えた。弥吉が息子を養子にとったので、家中で祝儀に行った。

下金子 諏訪市中洲下金子。

二月二十七日 穀留目付 三輪佐平太様が見回りに来た。

三輪佐平太 穀留目付。三月十七日の項には「穀留御奉行」とあり。

二月二十八日 穀留入用割を巳十二月から二月までの三ヶ月分を銭割で願い出た。もつとも、小和田足軽林右衛門様を頼み、工藤三介様へ内意を伝えた。しかし、工藤様は江戸へ留守だったため、礼かたがた伺い、その時は遺物は受け取らなかったが、山中

様方へも参るように入れられ、願ひ出た。即日、御用部屋へ願ひ出て、二月晦日過ぎに調べに書き入れるように命じられた。林右衛門様へもこのことを伝えた。六ヶ村で相談の上のことである。

穀留入用割 穀留番所の諸経費は穀留入用割で草高割に徴収された。また村割で穀改に勤務すると歩米の支給があり夜間は一夜に五勺割の支給があった。天保十(一八三九)年二月の「穀改入用書上帳」には正月十三日付で炭一俵、油代四百五十文が記載されている。

山中様 郡奉行山中三郎右衛門方徳

御用部屋 高島城内の本丸にあり、藩政の中心だった。日々出仕したのは、家老、中老、用人で、寄合日に合議するには及ばない事項はここで協議した。『諏訪市史 中巻』

(16頁)

二月二十九日 前林の松が雪で折れたため、村中出払いで上の水車小屋の前まで寄せた。口競りで売った。総額一両三分と六百文で売れた。この時に、一人につき柿二串が配られた。このとき、月調惣代二人が入札し義兵衛と太吉が落札した。

二月二十九日 亀屋善左衛門と河内屋長左衛門が高遠へ送る醬油二十駄の内、これまでに十二駄が通った。

二月三十日 穀留入用調を命じられ、役人三人と義兵衛殿が寄り合って作成し、一日に提出した。詳しいことは、穀留入用帳に記した。

(17頁)

二月三十日 雪折の入札者と入札額の書上。薬師免田地の預け者入れ替えの入札者と入札金額。

(18頁)

二月三十日 薬師免田地について産土祭の時に薬師堂に村中で集まったときに入札を行った。

二月一日 穀留入用割帳を役所に届けた。炭分を除外するように林右衛門からの指図で納めた。房右衛門が一日朝に行き、二泊し、三日夕方に帰ってきた。節句の礼まで済んだ。役所で三年分の歩帳を持参するように入れられ、これは宮田渡歩米増願の改めのためだった。

歩帳 歩割を書き記した帳面。

(19頁)

三月三日 宮田渡様へ節句の祝儀を届ける。大祝と土橋左膳、袋介へ鯛、干物を渡す。

宮田渡様 諏訪上社大祝 諏方頼壽

袋介 矢島泰輔のことか。

三月三日 役人三人、島屋にて

三月四日 御宮の基礎工事の片付の出払いの時に、寄進を頼まれ、勸化の替りにするはずである。

地形 基礎工事

三月五日 西御役所で三年分の歩帳の提出を求められたので持参した。改められたのは、大祝の役儀で五合増加したところを去冬にお願いしていた。役所側から、諏訪地方の石高が高値の時節にならないようにと言ってきた。私（広八？）はこれまでの御扶持米は六合ずつ下されていたが、困窮につき、五ヶ年休むことを申付けられた。これだと村方人足について難渋していると申し上げた。調方で歩帳を照合した結果、御宮人足、宮田渡人足とも二升ずつですべて同じため、扶持がなくてもいいだろうとのこと。また、宮田渡も財政難であることを聞いており、そのことも察してほしい。陽気もよくなつて来たら願い出るように、まずは村中に申含めて五年が過ぎたら必ず扶持米を出すというので、歩帳を下されて持ち帰った。これは広八が参った。

西御役所 高島城にあった歩割を検査する役所。村方から歩割帳を差し出させて検査し、歩割の取り集めの許可を与えていた。

役儀 やくめ、つとめ、課役。

扶持米 扶持として給与する米。

(20頁)

三月五日 西御蔵へ行き、廻し米を下すように頼んだ。

西御蔵 西筋御蔵のことか。現諏訪市末広町付近に三手（東筋、西筋、下筋）と御貸

方代官所 下桑原、小和田の御蔵があった。

廻し米 廻米（かいまい）ともいう。高島藩の場合は、廻米は江戸に送られる。

三月五日 遠馬のため道橋奉行が出張し、また、道作りを行う。

(21頁)

三月六日 穀留目付様 三輪佐平太、御足軽様、御常様が見回りに来た。

御常様 不明

三月七日 大中屋市之丞からの荷物を穀留番小屋に預けて通つたため、奉行武居利兵衛に理由を報告した。馬方は矢ヶ崎へ送り、宿は二日に通つた。清水町久右衛門殿の名面書留を作成した。

矢ヶ崎 茅野市本町東西

清水町 高島城下の地名。諏訪市清水。

三月八日 祭祀警護に代官が神宮寺へ出張の時、家軒数、男女人別数を書き上げた添書を渡した。時節柄のため、十八ヶ村寄り合い、百姓代栄吉、古役義兵衛が郡廻りをし、神宮寺村組頭も回った。

御祭禮 大御立座神事、御頭祭、西の祭。天保五年三月八日は癸酉で、この日上社最

大の祭りが行われた。

長之助様 御常番

三月八日 郡廻り。常番の長之助、神宮寺村四ヶ村で寄り合う。役人、組頭も同じ。

(22頁)

三月八日 御武器様の夕飯を準備するように命じられる。暮れ方に御神事が終わって立ち寄られた。足軽、肝煎土橋善介、常番数右衛門様はじめ二十三人、火の番の道具持ち三人、長柄方濱五右衛門様分の食事を用意した。留左衛門下宿を頼んだ。役所向きには飲まないようにと言われているが、名主振舞祝いということで飲んだ。

御武器様

数右衛門様 御常番

志か 鹿か

水豆腐 凍り豆腐、凍み豆腐

(23頁)

三月八日 人夫四人、道具番二人、膳給十人、大松明運び六人、合羽頭三人、馬一疋が通行した時、坂口まで出迎えた。高部村内を案内した。送るときは同じ。

三月九日 歩割について調役所へ房右衛門が正月に願い出ていた願書の催促を申し上げた。もつとも、朝、岡村忠左衛門様に少々遺物をして取り成しを頼んだ。その日に願書を差し出すように命じられ、印形をして差し出すことを古役等と相談した。

歩割 村の負担する夫役の日当、村の必要とする諸経費などの村入用を村民に割り付け、徴収すること。村入用も、割り付ける作業も、個人の負担分ともに歩割と呼ばれる。藩は「歩割仕法」によって規制していた。歩割は二か月ごと（のちに三ヶ月）に締め切つて調方役所に提出し、検閲を受けていた。『諏訪市史 中巻』

(24頁)

三月十日 願書を持って役所へ義兵衛、栄吉が百姓代として参った。広八も参った。取次は馬場弥八郎様で理解を示して言うことには、増加した歩米については、何ともならず、減少したことについては、改めたところである。しかし、宮田渡人足一人につき六合ずつ支給されていたが、財政難のため無給となったため、三合増にすることにしたという。しかし、五合増を望んでいるため叶わなかった。そのため、願書加筆の所を書き直して提出した。

三月十一日 願書について、古役五、六人で寄り合い相談したところ、差米でもいいのではないかということになり決定した。また、馬場弥八郎様へ内々に頼みに行くことを相談した。

三月十二日 願書について、馬場弥八郎様に内々に広八が頼みに参った。遺物には内津茶半斤と干肴を添えた。馬場さまは朝七時半頃に富部まで出ており、役所には出仕しないという。郡方様も下筋へ川除見分に出、明後十四日に役所へ出仕することだった。武八、栄吉、広八は三回呼出があり何うが、面会はできなかった。十四日か十五日のうちに沙汰があるとのことだった。

内津茶 尾張国内津産の茶。江戸末期に発刊された尾張名物集番付では、西の前頭二

富部 下諏訪町富部

(25頁)

三月十二日 穀留番所に高遠大中屋市之丞の酒送手形が一日から七日迄四駄が送られてきた。松本、佐久へ送る荷物手形を出して、付け通ししたいと許可を求めてきたので、武八が御出役へ伺ったところ、許可はできないとのことそのまま捨て置いた。

(26頁)

三月十三日 吉兵衛未進金二口を又左衛門殿へ遣わした。

三月十四日 宮田渡人足、歩米一人につき五合増加について、願いの通りとなった。百姓代栄吉、又左衛門、役人広八が参り、これを請けた。もともと、五年間のうちは差米で、これが過ぎたら願い出るようにということだった。御射山人足を除外し、他の人足は五合増にするということを決着した。山中三郎右衛門と岡村忠左衛門へ礼を渡した。

御射山 富士見町富士見御射山神戸。諏訪上社の御射山。上社の神域の一つ。

山中三郎右衛門 山中方徳。

三月十四日 紺屋運上を勘定役所へ上納した。

紺屋運上 運上は定額で貨幣で納める雑税の一。ここでは紺屋へかけた運上金。

勘定役所 勘定奉行が責任者の御勘定所のことか。俸禄の計算、一部の運上の徴収、

会計監査などに当たった。

(27頁)

三月十五日 三ヶ月調を行う。割惣代を入札で決め、儀兵衛、太吉が行った。月歩割書上帳を作成する。弁当は六人分。

儀兵衛 義兵衛のことか。

三月十六日 殿様から陽気柄、諏訪上下社へ五穀成就の祈禱を命じられ、その御守りを頂戴するために、猶吉、百姓代一人、栄吉が柳口役所へ行った。

殿様 諏訪忠恕(一八〇〇—一八五二)。第八代諏訪高島藩主(在任期間一八一六—

八四〇)。

三月十七日 三ヶ月歩帳、拾出帳を西役所へ提出するために房右衛門が参った。調請が済み、それから穀留入用の催促を下筋役人二人と林右衛門方へ願い出て帰った。

三月十七日 穀留奉行 篠原善左衛門様、三輪佐平太様が出張してきた。

三月十八日 年賦金割を行い、武八、儀兵衛、惣代役人で割った。暮れ方に峠追払の金沢宿の者二人がいるので、足軽四人が宿泊した。他に□□四人を仲右衛門方へ遣わして泊まった。

年賦 納付または返済すべき金額を、額いくらで割り当てて支払うこと。

金沢宿 茅野市金沢にあった宿場。甲州街道の四十三番目の宿場。

(28頁)

三月十九日 足軽様は朝出発した。年賦割が残っていたため、十九日の夕なべに武八と儀兵衛が作成した。

三月十九日 癸巳(天保四—一八三三)の御蔵相場が十二俵二斗である触書がきた。

三月二十日 御宮の基礎工事の片付けを出払い人足で寄進で参った。

三月十九日 十九日夜、年賦均割の残りが出来上がったときの六人の飯料の記述。

三月二十一日 宮田渡へ作扶持方を願い上げることと相談した。名簿を出すことになり、三人ほどの名簿を出すことにしたが、村全体で願出ることとあれば、難渋している者について知らないで、名簿を出させると、十八人ほどになった。

作扶持方 「扶持」は①扶持を給付する事務に関するいっさいの事柄。また、それを

つかさどる職。② 扶持。俸禄。転じて、食糧。くいぶち。「作扶持」は領主の農地などを耕作したことにたいする手当のことか。

(29頁)

三月二十二日 御改役所へ行き、年賦金割帳を調べ下され、また、西御蔵へ行き、助之丞、銀弥が、上金子、新井の廻し米を回した。菊池様へ手紙を送られ、湯之脇へも行った。それから甲立寺へ参り、松本兔川寺の隠居様が甲立寺にお入りになったこととである。夜になり帰った。猶吉が行くところが、急用があり、替りに広八が行った。

新井 茅野市宮川新井

湯之脇 諏訪市湯之脇

甲立寺 八剣山 真言宗 諏訪市小和田。

兔川寺 恵日高照山兔川霊瑞寺 真言宗 松本市里山辺。

甲立寺様^五参、松本兔川寺隠居様、御入院被成候、甲立寺十三世任職に「泰盈」(嘉永二(一六四九)年一月十二日寂)の名があり、兔川寺の五十世任職に「泰盈」の名があるので、兔川寺を隠居した任職が、甲立寺へ入院したと考えられる。甲立寺は、文政十二(一八二九)年八月十七日に法爾が没した以降、無住になっていたと思われる。(昭和五十四年『諏訪の名刹 第一巻』南信日日新聞社)

三月二十三日 栄吉の序五升が間違っていたが、改めるように言わなかったため、房右衛門、義兵衛、広八の三人で改差出帳に記し、この分は春中に改め、余米があったため、差し出し直し、過不足が無いように、栄吉の名寄を拵えて遣わせた。

序 代官所などの帳簿に使われた会計用語。①賃租の徴収や債権の取り立てを扱う「御成帳」などの帳簿では、受け取る権利の発生を示す欄のことを指し、これに対応する欄を「入箇」と呼ぶ。帳簿名にも用いる。②知行米、給米、諸代金などの支払いや債務の返済などを扱う「知行帳」「御黒印帳」などの帳簿では、支払う義務の発生を示す欄のことを指し、これに対応する欄を「払」とよぶ。帳簿名にも用いる。「入箇」または「序」の合計が、序の合計額と一致すると、「序払済」といって、勘定が済む事になる。『諏訪市史 中巻』

三月二十四日 頼岳寺の和尚が出羽から入院し、役所へ風呂敷、年寄兩人へ扇子一對ずつ送られ、檀家中には茶一袋ずつ配られた。

頼岳寺 少林山 曹洞宗 茅野市の上原。

頼岳寺和尚様、出羽の御入院 頼岳寺の二十二世住職に山形寿仙寺から入院した大方祖海がいるので、この人物の入院をさしているのか。

(30頁)

三月二十四日 作扶持方願人の人数を十八人記した。三十三俵願いを、宮田渡へ差し上げた。清水の三枚目、水戸を掘り始める。下筋の有賀から穀留入用割の願いがあった。催促について大池村と相談した。

三月二十五日 穀留入用催促を六ヶ村一同で役所へ申し出た。しかし、「御下り」だったため、何も申し出なかった。上様から祈禱札を頂戴し、二十八日に村中で参詣することになった。二十七日に日待をした。夕飯を振舞い。村中で寄り合い、食事や相談をした。

御上様 藩主 諏訪忠恕のことか。

三月二十六日 田沢目付代蔵の見回りがあった。

田沢 茅野市宮川田沢

(31頁)

三月二十七日 村で日待と陽気祭を行った。夕飯は村中でとった。二十八日祭りは、両社へ村中で参詣する。

両社 諏訪上社本宮と前宮のことか。

日待 田植えや取り入れの終わった頃、村の者が集まって会食や余興などをする。こと。おひま。

三月二十八日 村中で両社を参詣した。穀留奉行矢崎弥五左衛門様と武居利兵衛様がお帰りになり、総替わりとなった。雨天になった。東山田の芦澤角次様が詰めることになった。

東山田 芦澤角次様

三月二十九日 年賦金を集金できず、栄次郎、仲右衛門の売地年季を書き入れた。

(32頁)

三月三十日 穀留の毎年の扶持米証文願を御蔵へ持参した。九月一日から三月晦日まで二百八日分、四月一日から八月晦日まで証文米で御蔵へ差し出した。御出役扶持米小手形をもらう。

扶持米 扶持として給与する米。

三月三十日 山論御年賦金内入金を晦日に差し上げた。役儀の日延願に広八が行き、夕方に帰った。

三月三十日 藤五郎、乙吉が御宮の廻廊小口の破損、懸魚取り付けなどの修理を行った。二分ほどまで直すように言った。これは手間扶持で行った。

御宮御廻廊 上社本宮の布橋か。
手間扶持 手間賃のことか。

(33頁)

四月一日 清水三枚目田の水を抜き、段々掘り進め、紋弥殿を頼んで埋めた。「真志ゆみいしや」が来てくれた。

四月二日 上原村音左衛門が昨年暮に義兵衛へ売った米について、西御蔵で「植原村」と記して東御蔵へ移すべきところ、間違つて「植原田」へ移してしまつた。ようやくこれを見つけ出した。広八、房右衛門が御蔵へ参り、上原村へも手形を送った。また、西御蔵廻し米も残らず穀留証文米のため、小手形の分は残らず勘定を済ませた。

上原村 茅野市の上原

東御蔵 東筋の御蔵

植原田 茅野市米沢植原田

四月二日 三俵五升四夕七才の米を新井村へ売り、二斗三升九合を米見徳蔵へ回すように約束をした。

米見 代官や御貸方代官の手代の更に下に置かれた役。代官の下には米見、内米見、催促足軽が置かれた。

(34頁)

四月二日 御宮から廻状があり、作扶持方願書の内、二人は願書にして差し出すようにということになった。宮田渡様へ願い上げたとおり、三十三俵を下され、願書にして差し出した。

四月三日 作扶持方御宮へ願いについて、古役が相談の上、願書を差し出した。広八と房右衛門が差し出した。

四月四日 御宮から願書横帳下書下され、農民一人につき五合ずつ願い出るようにということだった。亀松殿の祝儀で酒五丕掛けと肴を役人三人へもらい、開いた。

懸肴 神前に供える魚類。古代には枝等に供えたからという。

四月五日 田沢村初十二俵を御屋敷へ願い出したことについて、高部村が参つたところ、ないということ、山浦辺り一統苗間違いをしたため、六合扶持を停止した。

山浦邊 茅野市と原村の八ヶ岳山麓部の地域をさす。

(35頁)

四月五日 心観浄光信士の三十三回忌の供養を行った。

心観浄光信士 不明

四月六日 墓参りをした。千体和尚を呼んだ。

千牀和尚 千牀は千牀仏地藏堂のこと。諏訪市中洲神宮寺。

四月九日 宮田渡人足扶持米六合のところ、半分に願い出るように命じられた。田沢、丸山、神之原、北久保、宮田渡村々は、高部で寄り合いを行い、村々百姓代の添え書きとともに願い出た。房右衛門、猶吉が対応した。

丸山 茅野市宮川丸山

神之原 茅野市玉川神之原

北久保 茅野市玉川北久保

四月九日 年賦金割違改三人と儀兵衛が立ち寄った。家軒割で目が出ず、三百四十八文の間違いがあつた。

(36頁)

四月十日 年賦金上納に猶吉が参る。町宿毘七殿方へ借用分を返した。唐沢に仏餉八袋を上げる。田辺で火事あり。

唐沢 唐沢山阿弥陀寺 浄土宗 諏訪市上諏訪双葉ヶ丘。

佛餉 仏に供える米飯、仏供、仏飯。

四月十一日 川除けの大廻があつた。郡方様と目付様 上五人、下八人が出張してきた。

福島から下葛木まで片杵を宮川に四十七間上げ置いた。石はね十三膳は、下金子、朝飯、弁当は中河原村役人が出した。百姓代儀兵衛と栄吉が参った。

福島 諏訪市中洲福島

下葛木 富士見町落合下葛木

宮川 富士見町の入笠山近辺を水源とし、諏訪湖へ流れる河川。

石はね 石を取り除く、除外する。

中河原 茅野市宮川中河原

四月十二日 天竜川の中島の切広めの歩米を広八が上納した。西御蔵へ大池役人が穀留入用割の催促をしたところ、二ヶ村だけではできないとのことで、帰ってきた。町でいろいろ買物をした。

天龍中嶋切廣メ 天保元(一八三〇)年十二月に有賀村の伊藤五六郎が浜中島を撤去する。これに関連しているか。

(37頁)

四月十四日 御宮廻状があり、広八が伺ったところ、作扶持願について宮奉行が高島へ願書を出したところ、例がないとのことでできないとの返事があり、再び願出出るように仰せられた。

四月十五日 作五郎未進のうち一分を御家老様へ差上げた。

四月十六日 下筋奉行が、杵村源蔵様、御内様同道でお帰りになった。

四月十七日 房右衛門、猶吉が川除見分の礼に、郡方様などへ鯛を差し上げた。御蔵へ行き、穀留入用割の催促をし、菓子二百文を渡す。するべき割りを承った。

下筋御奉行様 下筋代官か。松田正左衛門呂躰(天保五年五月まで)

横川弥七郎様 郡方様御下役 『天保七丙申年 高部村 諸日記帳』

土橋甫右衛門様 郡方様御下役 『天保七丙申年 高部村 諸日記帳』

西山田 岡谷市長地

(38頁)

四月十七日 醬油百駄を亀屋善左衛門所から仰せ付けられた。

四月十八日 義兵衛が歩割諸勘定の残りをし、武八、義兵衛と当役で寄り合いをした。昼一飯をとった。

四月十九日 作五郎未進の内三朱を御家老様へ差上げた。

四月十九日 穀留入用割の廻状が来た。

四月二十日 穀留入用割の郡中割が来た。房右衛門が高部村分を上納するために御蔵へ行った。

四月二十一日 役所から廻状が来て、小平源三郎へ酒十五駄を高遠殿垣外久仁太郎から送られてくるので、用意した印鑑で改めるようにとのことで、広八が受けた。

(39頁)

四月二十一日 宮田渡様から高帳改を差し出すように命ぜられ、房右衛門が書出して差上げた。人足平均割のことがあつた。

四月二十二日 穀留草高割、天竜切広、京都御免勸化、本丸庭御用、三之丸橋架け替え、入用草高割を行った。役人三人と古役、義兵衛、栄吉で寄り合い、調帳を作成した。雨天だった。

四月二十三日 松本青柳の碩水寺和尚様が、昼頃御出になられた。目医者竹内新八様へ治療に参られた。御宮参詣がてら初めて来られた。二十三日の晩泊られた。御連れは一人。二十四日朝出発し、伊那松島、赤羽、小野、寺(手良)へ行くとのこと。も

つとも、額欄間、裏股下拵えを御覧に入れ、早々に拵えることを約束した。

碩水寺 龍澤山 曹洞宗 東筑摩郡筑北村坂北矢花山寺。藤森広八が文政三(一八二二)

〇)年に本堂を造営した。本堂の落成から五年後だが、その後も碩水寺の建物や装飾を手掛けていたようである。

目いしや竹内新八様 高島藩御典医。当時眼科の四大家と呼ばれた。『古文書の世界』岩波泰明、あゝる企画(昭和六十二年)

伊奈松嶋 上伊那郡箕輪町中箕輪松島

赤羽根 上伊那郡辰野町赤羽

小野 上伊那郡辰野町小野、塩尻市北小野

寺 伊那市手良

(40頁)

四月二十四日 川除御奉行様が大熊村から高部村まで、先達て願之通り、普請を行うために来村した。高部村は村人足二十四人が当たった。御茶菓子や「ときぬき団子」を用意し、川尻で茶を進上しようとしたが、茶ばかりで進上しなかつたので、上金子村の弁当、大熊の朝飯、神宮寺の小弁当を役人で食べた。千躰仏から二十四日の晩、安国寺へお泊りになった。二十五日、宮川除に茅野村へ詰めるように廻状があつた。高部からは二十四人が行った。役人三人と歩きは弁当をとった。宮田渡御屋敷の石担ぎ人足四人、他に一人は町へ行く役が他にいる。石担ぎ人足は不足のため、昼から三人

に急に当たてた。

徒義ぬき団子 念入りによく搗いて拵えた団子

茅野村 茅野市宮川茅野

歩キ 役所にいて村役人の指示を受けて村内の伝達や、次の村への廻状の継ぎ送りなどの走り使いに当たった。

(41頁)

四月二十五日 宮田渡石担ぎ、前冬の通りである。川除十二人は茅野へ宮川除けに行つた。

四月二十六日 今年には苗違いのため、検分として五味藤左衛門様 came。なるべく小苗を植えれば村中で融通が利くと申し上げると検分もしなかった。安国寺へ泊まった。四、五日前、御役所様へ植日を願ひ出たところ、余つたら他の村へ融通するようにということだった。

五味藤左衛門様 郡方様御下役 『天保七丙申年 高部村 諸日記帳』

四月二十六日 入会山の開日の順達が来た。五月節よりの定日である。

五月節 二十四節氣の一つ芒種。天保五年の芒種は四月二十九日、その八日前は四月二十一日。

(42頁)

四月二十七日 穀留入用割金を下げ渡すという廻状が御蔵から来て、房右衛門と猶吉が行つた。

四月二十七日 時割物、郡中割、穀留入用、御庭三之丸橋懸、天竜切広め、草高割を役所で調べ請したと申した。

四月二十七日 苗違いのため、田植えを五日、六日から始めることを要望し、御廻り(五味)藤左衛門方が郡方様へ書状を回して聞いてくれるとおっしゃった。

四月二十八日 穀留入用割で、午(天保四年)二月晦日までの分が不足のため、古役義兵衛、房右衛門が参り、岡村忠左衛門様、横川弥七様へ内々に御改してくるよう願ひしたところ、書上帳には間違いがなかったため、役所へ二十九日に願ひ出るように仰られ、まずは安堵した。房右衛門は所々へお礼をした。猶吉は郡方様への書状を、藤左衛門様方へ持参した。

横川弥七様 横川弥七郎のことか。

(43頁)

四月二十九日 役所へ穀留入用割違のところを改めていただくように願ひ出た。調べ書き付けを下さされ、御蔵で引き合わせるようにと命じられた。早速御蔵へ行ったが、その日は開けないということで、広八は帰ってきた。

四月二十九日 廻状を下され、苗間については四日から植えるように仰せ付けられた。

四月二十九日 夕方村中で寄り合い、川尻汐を掘ることについて相談し、人足五人を出すことになった。

(44頁)

五月一日 作五郎未進金を土橋左膳様へ上納し、すぐに請取書付を下され皆済となった。

五月一日 穀留入用割違ひについて、御蔵へ米見嶋蔵殿を頼み、内々宿で作成した。

五月二日 川除奉行下役様へお礼を差し上げ、御節句礼も済ます。猶吉、広八は、西山、友之町へ行つた。御蔵へ行き、穀留入用割違ひの引き合わせをし、書付を下されて御役所へ参つたところ、退出した後だったので、帰ってきた。

西山 不明

友之町 下諏訪町友之町

五月二日 作五郎の子安田地については、房右衛門、飯嶋五右衛門の扱いで、「こふや」へ金銭を渡し、源左衛門が田地を購入して片付いた。

子安田地 諏訪上社前宮の子安社関連の田地か。

飯嶋 諏訪市四賀飯島

(45頁)

五月四日 御宮から作扶持方で二両を十日まで無利息で貸し出す。

五月四日 穀留入用割違で不足のところ、西御役所へ催促に広八が行つたところ、調落としという回答だった。追つて割り出さなければならぬものがあるため、この次ということだった。田植えを行つた。

五月五日 宮田渡様、御家老様、袋介(泰介)様に礼物を渡す。

五月五日 苗の検分に五味藤左衛門様が見回り、立ち寄つた。御酒を差し上げ、下役林右衛門様と御仲間上下三人に御茶菓子を出した。村融通だと申し上げ、入用割違ひのことも御話した。

五月六日 田植えを行つた。

(46頁)

五月七日 未進立返しを仰せ付けられ、武八、専松、作五郎の割合を行つた。今年七月

までの日延べを願ひ出た。

五月八日 穀留入用割をした。当役、古役、義兵衛殿、栄吉殿が寄り合い、支払いを行つた。残金を村方四十一軒割とした。

穀留入用割 この時の高部村の穀留入用金の惣べは十四両三分一朱と八十四文で、残り八両二分一朱と百十五文。これを四十一軒で軒割すると、一軒当たり三朱と百

三十四文となる。

五月九日 穀留入用割金で寄り合い、村割付調、貸金諸勘定を行つた。当約三人、義兵衛、栄吉が出た。

(47頁)

五月十日 穀留入用割金の請け払いを行う。ようやく天気が良くなった。

五月十一日 穀留入用割に不足分があったため、横川弥七様へ内々に願ひに行つた。手土産に赤魚を差し上げた。横川様から西御役所へ願ひ出て、郡方様へは見合わせるよ

うにと仰せられたので、岡村忠右衛門様へ内々に願ひ出たところ、調べ落としについてはただちに調査し、まずは延期し、この次の勘定の時に申し出るようにとのことで、その時に心付けを遣わす様にと仰られたので、入用割を延期した。広八、猶吉兩人が行った。

五月十一日 松本領三千石内田村七左衛門倅の太門次夫婦が、上社へ詣で、それから甲州御嶽山へ行くといつて、高部村を通りかかった。その時、真志野村岳三次だと思つたが、諏訪神田村豊吉の子分 三保吉という者が塩尻宿山本屋鉄蔵に頼まれて追手に来たという。夫婦を紺屋与右衛門方へ匿つていたところ、三保吉が踏み込んで出て来ようにと色々言つてきた。穀留奉行様や有賀村笠原羽右衛門様が出張して来たので、訳を話して願ひ出たところ、理解を示してくださり、三保吉を返した。太門次夫婦は一夜一人を付けて留め置き、中町の萬屋甚右衛門殿方へ送り、後を頼んだ。乙松が町まで行き、酒代を預けておいた。

内田村 松本市内田
諏方神田村 松本市神田
塩尻宿 塩尻市塩尻町
中町 上諏訪宿(下桑原村)の中町。

(48頁)
五月十二日 田植えが終わつたので御役所へ届け出た。五味藤左衛門様へお礼を差し上げた。これは猶吉が行つた。

五月十二日 儀兵衛殿が江戸へ参るにつき、諸勘定帳を預け置いた。

(49頁)

五月十三日 百瀬庄兵衛様が死去したため、お悔やみに行く。清明香一把を差し上げ、高国寺まで人足一人連れ、菰を持参して広八が参る。

百瀬庄兵衛様 政時 郡奉行御林方。
清明香 線香か

高国寺 宣妙山 日蓮宗 諏訪市諏訪二丁目。

五月十四日 村日待を晩に行つた。十五日から両社(上社本宮と前宮か)へ日参する相談をした。二人ずつ参る。

五月十五日 両社へ参詣し、初めて松次郎と藤五郎が参詣する。穀留酒荷送を返した。

五月十六日 法華寺の尼僧が阿弥陀堂の住持にしてほしいという頼みがあったので、村中で寄り合い、相談したところ、住居にすると決定し、十七日に法華寺へ話しに行つた。

法華寺 鷲峰山 臨濟宗 諏訪市中洲神宮寺。

(50頁)

五月十八日 殿様が発駕されるため、武津(諏訪市四賀武津)で高部村の当役三人が見送りに行く。当役三人が赤羽新兵衛の茶屋で寄り合い、宮田渡村役人衆と酒を飲み、

代金は広八が出した。それから町宿へ行き、弁当を食べ、郡方様と御代官様へ鯛を、御調方御役所の役人が替つたので市原佐右衛門様、諏訪民右衛門様から廻状を請け、鯛を差し上げる。

殿様御發駕 参勤交代による出府

武津 諏訪市四賀武津

赤羽根 諏訪市赤羽根

市原佐右衛門様 歩割御調御上役

諏訪民右衛門様 頼景 歩割御調御上役 天保二年八月から御勝手方添役。

五月十八日 法華寺から村へ酒の振る舞いが下された。この日、法華寺尼僧が阿弥陀堂へ入院した。

(51頁)

五月十八日 御蔵御米見は東堀の元右衛門。

東堀 岡谷市長地柴宮

五月十九日 酒を送つたところ清水町茶屋久左衛門と岡村善兵衛が役所へ行き改めた。申し訳なかつたと言つてきた。

五月二十日 房右衛門が御役所へ行き、御調を受け、人別一札を差し上げた。「御払馬」は断つた。

御払馬 藩が賃金を払つて使役する馬のことか。

五月二十日 農休めをし、法華寺から酒を下され、村中で寄り合い、薬師堂で酒を開いた。

農休 「農休め」は自分たちが休み、「農休み」は農具を休める。田植えが終わつたときに、集まって酒を飲む。

(52頁)

五月晦日 御蔵米見、東堀元右衛門様の役請祝儀に房右衛門が参る。

六月一日 陽気祭が行われた。天気、田畑の作柄がよろしかった。

六月三日 穀留目付様、岩波岸右衛門様が御廻りになった。これまでの番屋帳を持参し出口の引き合わせをさせるといふ。大変厳しく中次受取を取り置き、付け通しは出口受け取り手形を取り置くように申し付けられた。

岩波岸右衛門様 御貸方代官 『諏訪史料叢書三十三 文化年間か(天保年間) 分限帳』(P. 九)

六月四日 御勝手方御役所へ御扶持方帳御中印を願ひ受ける。広八が参る。

(53頁)

六月五日 虫祭りを行う。村中で寄り合い、如法院に紙一疊、酒五盃、錢百文を差し上げ、御礼を下された。酒四升、干鰯二枚を大根おろしに入れる。子供に菓子あげる。郡方、御用部屋の寄合日を御出役様に御聞する。

虫祭り 稲虫祭りともいふ。松明を焚いたり、鐘太鼓を鳴らして隣村へ虫を追い出す。

行う日は、新暦だと六月下旬から七月上旬である。

如法院 諏訪上社神宮寺の寺院の一つ。

(54頁)

六月六日 歩割惣代を入札し、長八殿へ頼むことになった。

六月七日 三ヶ月調べで歩割をする。惣代太吉、長八、役人三人、歩キで六人分昼、夕食をする。夕なべをしてようやく仕上げた。

六月八日 御扶持方帳を西御蔵へ差し出すように仰せられたので、神宮寺村新蔵を頼んで、御蔵へ詔した。大変な暑さのため、作物の成育は順調である。

六月九日 歩帳を御調方御役所へ差し上げる。猶吉が参った。

六月十一日 上金子村の久保田橋を架け替えるについて、杣の助之丞が来た。最寄りから出て、職人足二人へ手形がきた。

久保田橋 文化四年(一八〇六)、高島藩による宮川直線化工事により、上金子村(諏訪市中洲上金子)が分断されたため、同村久保田に懸けられた橋。小字地名図から、宮川に分断された結果、現在小字久保田が宮川の兩岸にあることが確認できる『諏訪市文化財ガイドマップ 四賀、中洲編』。同所には今も同名の歩行者用の橋が存在する。

(55頁)

六月十二日 所々で病人が出たので、相談の上、百万遍念仏を葉師堂で唱えた。

六月十二日 豊屋仲右衛門殿に御作事屋御用が当たったが、病気のため言い訳に来た。老中太田備後守が下諏訪を通過するにつき房右衛門が参った。上金子村へ杣助之丞が参り、日雇いで橋の架け替え工事を行った。

太田備後守 資始(一七九九—一八六七)。遠江掛川藩主。天保五年四月十一日から老中。

六月十四日 上金子村の橋架け替え人足が二人来た。大工が当たったが、いないと言いつい訳をした。

六月十五日 御調役所から三ヶ月調置帳を下げられた。

六月十五日 御廻状を下され、亀松と役人二人に、一類を召連れ、温泉寺に来るように仰せられた。もともと、病気ならば一類の名代で出るようにと仰せられた。

温泉寺 臨江山 臨濟宗 諏訪市湯の脇 諏訪高島藩主の菩提寺。

(56頁)

六月十五日 夕立があり、大雨が降った。所々荒れた。

六月十五日 土用見舞いに郡方様、御代官様に鯛を差し上げる。広八、猶吉が参った。

六月十六日 宮田渡様へ土用見舞いとして餅一升を差し上げる。御家老様、袋助様へも差し上げる。天気良好。

六月十七日 秤改があった。神善四郎から、国々残らず、御役人改に来ると仰せ付けられた。

神善四郎 西国三十三か国を統括する秤座を支配。

六月十七日 亀松はこれまでお咎めを仰せ付けられていたところ、温泉寺観光院様の十三回忌の法事のため呼び出された。この時、名代由三郎と二類と村役人が行った。「二類に預け、村の外へ出ることを禁じたことを赦免する。他所へ出ることと城内外は出てはいけない」という書付が下された。

観光院様 諏訪忠厚。軍蔵、伊勢守。従五位下 改安芸守。母は家女金坂氏。延享三

(一七四四)年九月二十七日江戸に生る。妻は阿部伊勢守正福の女。後離別。宝曆十三(一七六三)年八月二十六日家督。天明元(一七八一)年十二月隠居。文化九

(一八一二)年六月二十八日江戸に卒す。六十七歳。温泉寺に葬る。観光院殿天倫宗沢大居士。

(57頁)

六月十七日 遠州富新屋村の与四蔵が親与次右衛門を傷付け、これがもとで死んだ。与四蔵は逃亡したため、人相書が回ってきた。

富新屋村 遠江国敷知郡。浜松藩領。現浜松市中区富塚町。

六月二十三日 広八が御尋者一札を柳口へ提出した。

六月二十三日 宮田渡様、春日様祭が例年の通り行われ、酒と干物を差し上げ、御酒と強飯を頂戴した。これは役人三人で行った。

春日様祭 宮田渡の大祝屋敷に大祝家で祀る春日神社がある。この春日神社の例祭が行われたということだろう。

(58頁)

六月二十四日 房右衛門と猶吉が穀留入用割不足について郡方様と御調役所へ願ひ出た。六石四斗一合が不足。ただし十二俵三斗が相場。

六月二十五日 村中出払いで、道橋川除けの荒れた所を昼過ぎまでに補修した。陽気祭を行った。

六月二十五日 守矢主殿様へ工藤三介様へ穀留入用不足違いのことについて頼むように内々に頼んだ。手土産に鰻二本を差し上げた。上金子作蔵殿から買ったものである。

守矢主殿 守屋美延。神長官。

(59頁)

六月二十八日 守矢主殿様へ工藤三介様がお出になり、酒の肴に鰻四本を串に挿して焼き、鉢に載せて差し上げた。穀留入用不足について、主殿様から御願ひしてもらった。

六月二十八日 穀留入用不足分について、役人と古役と武人が願書と横帳を作成した。夕飯をとった。

六月二十八日 金一分を□□へ渡す。当年分へ二季穀物について申ししたが、これまで通りと申し渡した。

(60頁)

七月一日 御役所へ穀留入用割不足の願書と金数書上の横帳を添えて、願書を提出した。御上では、この次の割合に入れるように仰られた。山中様は御着番で、書上などは出ず、村で引く物があると仰られたので、願書帳を納めた。

七月一日 穀留酒荷の手形を持参するというので酒を預かった。後で手形が来たので送書を書いた。片倉村八五郎分二駄と又兵衛、銀次郎分二駄を七月二日に通した。

片倉村 伊那市高遠町藤沢片倉

七月一日 広八と猶吉が土橋甫右衛門様へ穀留入用御下げ不足の願書を差し上げ、内意を願い上げた。内津茶半金を差し上げた。

七月二日 守矢主殿様、島崎へ穀留入用のことについてお話のため、御出になった。

鳴崎 高島城南側の上級藩士の武家屋敷を指す。(角川地名辞典)

(61頁)

七月四日 房右衛門が穀留入用割願に御勝手方御役所へ願い出た。この時に願書と横帳を出すように言われた。

七月四日 菅沼李弥様へ清左衛門が内々にお願い上がった。磨鯛二枚を差し上げた。

菅沼李弥 信融、木彌、磯右衛門。天保二卯三月模合(天保二卯六月表御番模合坐席

御給人次第不同)、同五年五月六日外様、同七年五月八日東御代官、同十一子二月廿

三日御近習(同十二丑六月御休息所掛)、同十二丑九月御徒頭 『諏訪史料叢書二十

二卷藩譜私集八(p. 一一四)』

清左衛門 小平清左衛門のことか。

七月四日 川除御見分の廻状が来た。茅野村から文出村までの廻状。茅野にお泊りになり、安国寺で朝御飯。

文出 諏訪市豊田文出

(62頁)

七月五日 御川除馬場弥八郎様、御肝入大熊村新兵衛様などへ小弁当を準備するように言われ差し上げた。役人三人、歩キもともに昼食をとった。

こま結 胡麻むすび

七月七日 御川除大奉行様御請に鯛などを差し上げる。これは猶吉が参った。

七月七日 小松源左衛門様から御廻状がきて、銀次郎娘宅へ召し連れて、一両日中に来るようにということだった。

七月七日 宮田渡様の節句お礼を盆の礼とともに差し上げる。

七月八日 真志野村政吉を頼み、御嶽講を行った。

御嶽講 木曾御嶽山を信仰して結成された講。

真志野村 諏訪市湖南南北真志野

(63頁)

七月九日 御調方御役所へ穀留入用割違について、願書と横帳を提出した。この次の割の時に加えるとのこと。もっとも、村除物もあるので、よくよく調べて置くようにと

仰られた。この日は広八が参った。

七月十一日 郡方様、御代官様へ盆の礼に房右衛門が参った。

七月十二日 茅野外記太夫殿へ五穀成就の御祈禱、御神楽を毎年予定している。十月十五日は太々神楽定日で、天気が良ければ初尾を穀物で上げるつもりである。横帳に姓名を書き付ける。村中で寄り合いをした。

茅野外記太夫 諏方上社神楽役。

(64頁)

七月十三日 御未進立返金のうち、土橋左膳様、留右衛門様へ上納した。

七月十三日 午前〇時頃、足軽万次様がお尋ね者の件で来られた。朝飯料を差し上げた。

細川肥後守様家中の一万五千石分の医者が欠け落ちしてしまつたとのことで、多くは

江戸へ行ったとのこと。中新田の深叢寺へ、前日、常番衆足軽又七様がお立ち寄りになり、草履を御履き替えされたが、口々にお尋ねのことがあつた。山内秀栄という医

者と承つたが、一向に知らない名だった。

細川肥後守様 齊護(なりもり)、文化元年(一八〇四)〜万延元年(一八六〇)。肥

後熊本藩第十代藩主。

中新田 原村中新田

真宗寺 深叢寺 諏訪頼水により、原村新田は慶長十五年(一六一〇)、開拓村として

正規に承認された。そのわずか八年後の元和四年(一六一八)に寺が開創され、当

時は「福寿山 新相寺」と号した。村人はこぞって檀徒となり、総檀徒をもって開

基とした。その後二代藩主諏訪忠恒が鷹狩のあとにこの寺に立ち寄り、寺が御射山

社の地にあること、四方草むらであることから「御射山 深叢寺」と改称した。

の

七月十三日 薬師堂の草取りを歩キとともに二人と人足一人と行く。

七月十七日 江戸宛人の新組違金の神領割付について、神宮寺村とかけあつたところ、

先ず伺いに行つたところ、上納を見合わせる事となつた。御代官様宅でこれを仰せ

付けられた。猶吉が参つて申した。なお、二十四日に宮方から伺いに参つたと神宮寺

から申してきた。

江戸宛人 高島藩の江戸屋敷で奉公のため割り当てられる人足のことか。

(65頁)

七月十八日 穀留御目付様、林恵十郎様の三人で御廻りになり、お泊りになった。

林恵十郎様 御勝手懸り 『諏訪史料叢書三十三 文化年間天保年間分限帳(p. 三

五)』

七月十九日 薬師祭り例年の通り焼飯を作つた。若者頭が入札して一年交代で行う。

薬師祭り 「焼き飯祭り」と言われて現在親しまれている。例祭日は八月十九日に行

われていたが、第二次世界大戦後に盆過ぎの最初の日曜日となった。『高部の文化

の

財

七月二十日 上社宮奉行から、二十一日早朝に、御射山まで長さ二間ほどの材木などを運ぶため、人馬七人足分を差し出すように命じられる。

御射山道長ヲ式間程之材木 この材木は、七月二十五日（大月は二十六日）から六日間行われる諏訪上社の御射山神事の穂屋を建てるためものと考えられる。

(66頁)

七月二十一日 山の神に休んでいる乞食は大阪の者で、数日食べておらず、歩行が困難だったため、結飯を拵えて与えた所、ようやく力がついて立てるようになった。

小食 乞食

七月二十三日 前述の乞食に、家内が食事を作った。山の神から連れて来て、薬師堂の縁側へ寝られるようにした。

七月二十四日 天気よく、田の稔はこのほか良好である。御射山御小屋掛に参った。

千躰仏の講義があった。

御射山御小屋懸 御射山祭で神職たちが籠もる穂屋を建てること。神領の村々の出払いで行った。

七月二十五日 風祭りを例年の通り役所で祝った。

風祭

(67頁)

七月二十六日 川除大奉行様と馬場弥八郎様等六人の小弁当を仰せ付けられ、川尻土手で餅二升を搗いた。大熊から御宅へお帰りになった。

金子新右衛門様

七月二十六日 穀留目付柴宮庄之助様など三名に小弁当を用意した。

柴宮庄之助様 盛清 外様御徒目付 『諏訪史料叢書三十三 文化年間天保年間分限帳（p.八）』(二)には穀留目付。

七月二十六日 御仲間様が同座していて、膳が少々低いところにあつたところ、なぜかと聞かれたので、御目付様が同座なので、上を重くしたからだと言いつつ訳をした。

七月二十六日 小弁当は米一升と焼平を拵え、牛蒡せんと干瓢と落とし玉子、酒を出した。

(68頁)

七月二十七日 御射山へ参詣する。宮田渡様の御小屋へ、例年の通り林檎一升をご機嫌伺として差し上げた。

御小屋 御射山祭中に大祝の逗留する穂屋のこと。

七月二十七日 宮田渡屋敷の家老様から人足歩帳を提出するようという廻状が来た。

七月二十八日 柳口役所へ広人が参り、穀留引取となることを仰せ付けられ、もつとも、米穀融通をすることを命ぜられた。

七月二十八日 金蔵が原山から帰り、茅野で足軽様に打たれた？ので、町宿で色々申し

たが、疵代として、二分目録にて出した。

原山 御射山のこと。

(69頁)

七月二十八日 川除方お札に猶吉が参った。

七月二十九日 御郡中御廻りに、神宮寺村に高部村の印形で朝飯を差し上げた。

七月二十九日 御射山御下り祭り。坂口へ役人が出て、ご機嫌伺いを申しした。御郡御廻りも済んだので、役人が酒祝いをした。

八月一日 穀留御出役様が穀留をお開きになられて、諸帳面と人足書留帳、荷物峠送手形、口々印鑑を残らず持参し、御手明五味七九郎様へ渡すようにということだった。

この日までに他所へたくさんのお米が出た。値段は十七俵程だった。穀留番人は引き取り、小屋は名主が取るしきたりである。

御手明 徒と足軽の間。本来は口取りという。

(70頁)

八月二日 穀留を開いた後、他所へ米をたくさん出すことは禁ぜられ、他所へ出すのを見たときは止めるようにという廻状が来た。見廻奉行様が任せられた。

八月二日 小飼峠の道作りに二人の人足が出た。

小飼峠 杖突峠道の御堂垣外で分れ、松倉から千代田湖、安国寺に至る道。

八月二日 未進は七月まで立ち返っていただき、武八、乙松、作五郎で済んだ。

八月三日 御射山祭礼下りの時、坂口でご機嫌伺をするところ、不案内でお尋ねになり、申し訳なくお詫びをした。金井嘉蔵様、同菊之進様、原五左衛門様に御頼みし、ようやく決着した。お札に内津茶一斤、紙一疊を五左衛門様へ差し上げたが、お返しになつた。

金井嘉蔵様 上社の社人の一、丹後。鹿人と同じく祭祀における饗膳を調理する役。

菊之進 (祐賢) は父。『伊藤富雄著作集 第一巻』

原五左衛門様 親光。諏訪上社の宮大工。

八月三日 相撲があつたので、穴山へ寄つた。もつとも、御家老様の上覧があり、村役人から廻文が来た。役人が相撲に引き連れてくるようにと言つてきており、房右衛門が申し訳に行つた。

穴山村 茅野市玉川穴山

(71頁)

八月三日 穀留御目付 芳賀五郎蔵様が見回りにお出でになり、小弁当を差し上げた。添え役は足軽と御仲間様。

芳賀五郎蔵様 御休息御徒目付 『諏訪史料叢書三十三 文化年間天保年間分限帳（p.三五）』

八月三日 古役、武八立ち合ひの下で、穀留入用割帳上帳を作成した。

八月四日 前日同様、穀留入用調。宮田渡人足書上も横帳で作成した。月々で差し出し

ている。他に巳年歩割帳も差し出した。

八月四日 江戸宛人新組違いについて、御官方から色々お尋ねがあったが、全く知らないことである。そのため、神宮寺村が神領では寛政十二年に出ることになっていたが、その時には出なかつたと承り、高部村では全く知らないことだと答えた。奉行所からは、先ず出るようにということ、上納することになった。

(72頁)
八月五日 江戸宛人新組違いについて、これまで全く知らなかつたため、広八が御蔵へ上納した。

八月六日 宮之脇嘉蔵様の坂口への迎えを外した。お詫びのお礼に内津茶を差し上げたが、御返しになつたので、丸屋へ返した。

八月七日 穀留見回りの芳賀五郎蔵様がお出でになり、足軽、中間の三人様の弁当を仰せ付けられ、橋場から二百文で買い上げた。役人三人と歩きも食事をとつた。

(73頁)
八月八日 宛人新組違いについて、これまでのことが全く分からないため、御宮へそのわけを申し上げた。

八月八日 峠道作りを十二ヶ村へ人足を宛てるために廻文を出した。下書は古役より聞き、八月十五日の予定である。廻文の文面は「明後十六日、杖突峠の道作りを行うため、人足、鋏、かぢを持参し、午前七時頃に参集していただきたい。八月十四日 高部村役人」

かぢ かぢ。三本歯の鋏、堅い所を掘るのに使う。

小町屋村 茅野市宮川安国寺小町屋。上社前宮周辺の集落。

(74頁)
八月九日 穀留入用割上帳を六ヶ村で照合したところ、よくないところがあったため、願い上げ内で持ち帰り、また、作成して房右衛門が差し上げた。

八月十日 前日と同じ。入用割帳調べ直して、役人三人で作成した。

八月十一日 前日と同じ。入用割帳を猶吉が御役所へ差し上げた。もつとも、六ヶ村が一同で提出し、調べた上で見せるようにと仰せられた。

(75頁)
八月十一日 八釘様で勸進相撲があつた。この日に終わった。諸役は残らず地相撲で取り、福島小槇山が弓取りをした。

八釘様 八劍神社。諏訪市小和田。

八月十三日 宮田渡様御屋敷で、若旦那様が御誕生になり、廻状が来た。十四日に酒肴を広八、房右衛門が差し上げた。

若旦那様 のちの大祝 諏方頼武(安丸) 霞朝 迎春楼 こと。天保五年生。慶応元年没。享年三十一。

八月十四日 福島村で小槇山の関取祝いで相撲が行われた。

(76頁)
八月十六日 杖突峠の道作りを行った。他の村からも残らず人足が出た。内には「なかし元」を拵えた。

八月十六日 上州榛名様の御師が御守りを下さつた。
上州榛名様 榛名神社。群馬県高崎市榛名山町。

八月十八日 穀留入用割について、内々に工藤三介様へお頼みするため、守矢主殿様へ役人三人が参つた。

八月十八日 籠手土産に村参りをし、文右衛門から購入する。

八月十八日 □□三人と惣左衛門殿が番のため、十九日夕方に泊まつた。

八月十九日 阿弥陀堂の供養塔の建て替えのため、石垣を拵え、若者で建て、村中が出払いをすることを相談した。

阿弥陀堂、供養石建替石垣拵、前述の道祖神を含めて、阿弥陀堂跡地の西沢川沿いに十五基の石造物がある。供養塔は享保十九(一八三三)年の勢至、庚申供養塔、明和年間(一七六四〜一七七二)の念仏供養塔、天明二(一七八二)年の念仏供養塔、寛政十(一七九八)年の百番供養塔、種別不明の供養塔がある。

(77頁)

八月十九日 □□三人は惣左衛門殿へ宿泊。

八月二十日 石垣を村中の出払いで工事を行った。

八月二十日 白米など阿弥陀坊が入院の時にくれた。

八月二十一日 石垣の工事で出払いを行った。道祖神様の場所を変えた。

八月二十一日 八人組が二十三夜講の石碑の御据替へにつき、村中へ御造酒を買つた。

廿三夜講 二十三夜講。

八月二十二日 坂口道祖神の再建が済み、村中で祭りを行った。

(78頁)

八月二十二日 暮れ方から高道の十二人組の二十三夜塔を、坂口で車に乗せ、村中で引き寄せて据え替えた。講中で新酒一樽出したが、引きつけた後に酒を買ってくれと辞退したが、ぜひにとのことで、一樽を夕食後に、役元で村中で開いた。

八月二十三日 二十三夜講を又兵衛殿が行つた。

八月二十四日 宮田渡御屋敷へ焼き米を差し上げた。御先米六俵、小麦一俵を当引にした。

(79頁)

八月二十五日 郡方様から夜九時頃に廻状が来た。急ぎの用事だといふので、猶吉と藤五郎が夜中、大雨の中、郡方邸へ参つた。高部村の龜次郎という者が、大門村の利兵衛方へ盗みを働き、中条御役所で取り調べを受けているが、その改だといふ。高部村にはこのようなものはないと申ししたところ、精査し、明二十六日朝八時には必ず申し上げるよと命じられた。

中条御役所 中之条陣屋。坂城町（当時は中之条村）にあった天領代官所。

大門村 小泉郡長和町大門。

八月二十六日 亀次郎について、役人、古役が寄り合って、宗門帳など色々調べたが、そのような人物がいなかったため、柳口で申し上げた。役所からは、似た人物がいなかったと尋ねられたので、他に十七年以前の寅年に行方不明になった三十九歳の者より他にいないことを申し上げた。そして、役人一札を差し出さなければならぬとのことで、下書を下され、明二十七日早朝に差し出すように命じられ、広八は帰ってきた。

(80頁)

八月二十七日 前日の一札を房右衛門が御役所へ提出した。

八月二十七日 蓑笠之助様支配中条役所にて

蓑笠之助 中之条陣屋代官。蓑家の祖先是、元は徳川家康の天正の伊賀越えを助けた

服部氏で、その時の働きを賞されて「蓑笠之助」の名を授かったと家伝にある

八月二十八日 小泉郡大門村利兵衛方へ盗賊を働いた亀次郎と申す者はいないとの一札を差し上げて終わった。

(81頁)

八月晦日 内見を行う。当年は陽気もよく、表向きは一向に検見がないが、まず、内見の上、願い出るつもりである。もつとも、筆数三十九筆の古役四人又左衛門、太吉、紋弥、幸左衛門は差し出している。

検見 中世、近世の徴税法の一。米の収穫前に、幕府または領主が役人を派遣して稲

のできを調べ、その年の年貢高を決めること。けんみ。↓定免(じょうめん)

太吉 高部村古役

紋弥 古役高部村

幸左衛門 高部村古役

八月二十九日 昔取りについて、前山が留め山になることを仰せ付けられた。

九月一日 大検見工藤三助様、松田源左衛門様が神宮寺で朝飯をとって、申し渡す事があるため、この次の場所へ来るように仰せ付けられた。そして、御射山神戸までご機嫌伺いに参り、盗賊に対して警備を固め、犯罪が起きないようにするなど、また、情米出す村々を九月十日までに申し上げるようにということだった。

(82頁)

九月一日 検見筆数調を差し上げた。

九月二日 検見家老様、内見帳を差し上げた。もつとも、当年は作柄が良く、稲の生育も良好なため、どのようにしたらよいか。これまでの検見の方法として、洪田が多いところで、なおかつ鹿も多く入るので、このことを願い上げる。いずれ上様に申上、その上で申し付けるつもりでいるという。広八、房右衛門が願い出た。

世柄 よがら。世の中のありさま。

洪田 地味悪く水面に洪のようなものが浮く田。

九月二日 二日晩に横内で火事があった。二軒焼けた。房右衛門と猶吉が参った。

横内 茅野市市の横内

九月三日 穀留の定式の扶持米の願書を作成し願い出た。

(83頁)

九月四日 穀留定式扶持米一札を提出した。証文を下され御蔵へ行ったところ、その日は明いてなかったため、宿へ持ち帰り、下米見俊蔵殿を頼み、御蔵へ提出した。

九月四日 沖右衛門殿が払物をしたというので、隣村神宮寺、宮田渡、新井役元へ行き、頼んだ。五日に支払う予定である。

沖右衛門殿 小平沖右衛門。大祝家役人。屋敷は高部にあり。

九月五日 沖右衛門の払物をする。

九月五日 車屋改、商改として、伊藤亀弥様が御出になったので、御茶菓子、餅に砂糖を付けて差し上げた。印形は横帳に仕立てて提出した。下書あり。

(84頁)

九月六日 沖右衛門殿が払物をした。

九月六日 御宮へ参ったところ、明後八日に近村中筋納方役人が、勸化を頼みたいとのことで、御宮へ呼び寄せ、頼みごとを世話するようにと申し聞かされた。

九月六日 (寛写) 片倉村甚五右衛門殿が村方歩きとして、高部村役元へ来て言うには、待小屋というところは、諏訪神社の裏林で、御年貢地だったので、榎、樺、その他の用材を切荒らしている。いずれ、諏訪の人間が行っているとのことなので、中止してほしいとのこと。見つけた場合は、村で協議して、過料を取るつもりである。栗、茸は、落ち捨ててあるものはお咎めにはしない、しかし、村寄り合いで相談の上で決める。

(85頁)

九月七日 月調と歩割を行い、役人三人、長八、太吉と夜分迄行ったため、両方食事をとった。

九月八日 本宮へ役人を呼び、安国寺より

(86頁)

九月九日 役所へ行ったところ、中条代官所で調べている鉄五郎の件について、殊の外難しくなっているという。文化元年から十三年の宗門帳を差し上げて詮議となっているが、朝に行ったところ、宗門帳が来ていないとのこと、宿へ戻り、持参して差し上げた。この日、役所へは昼前に広八、昼過には広八、房右衛門が行った。

九月十日 前日同様、房右衛門と広八が役所へ参り、文化十一年から十三年までの宗門帳を差し上げ、御改いたとき、色々尋ねられた。鉄五郎伯母、田辺村松之助女房、とよの子の三人が親族にいるということを申し上げると、午後十時頃から廻状を持って、房右衛門が田辺村役人方へ行き、年寄一人役所へ行き申し上げ、田辺村に参るように申し付けられた。弁当一回とるはずだったが、手間取るので小弁当を遣わした。

田部村 諏訪市湖南田辺

(87頁)

九月十一日 前日同様、早朝に役所へ行き、房右衛門、広八が申し上げた。鉄五郎勘当については、文化十三年二月の帳から除籍する下書を下された。その時、役員印、田辺村役、一類物代の印について願人磯弥、伯父勝之介で願い上げた。この日は役所で少々手間取り弁当をとった。

旧離 久離 勘当のこと。

九月十一日 検見願について十三夜過ぎに御出下さるよう仰せられた。

九月十二日 馬改に三井新吉様が来て、上金子村で朝飯をとった。御改請堅帳を作成して差し上げた。

馬改 馬宗門。御厩方が廻村し二歳馬を調べ、藩で採用する馬を確保(御留馬)、その他の駒は上中下に格付し売買を許した(御払馬)。このとき御払馬のたてがみを少し切った。御払馬は農家の大きな収入になるので、御厩方三井新吉へ大層な接待がされた。

三井新吉様 御厩方(御目見以下)。『諏訪史料叢書 三十三巻 文化年間天保年間分限帳 (p.23)』

(88頁)

九月十二日 鉄五郎一件の下書を十三日までに出すように仰せられたので、作成した。

三井新吉様

九月十三日 鉄五郎一件につき、勘当願書を文政十三年の村役人、一類署名の願書にして郡方様御役所へ差し上げた。この日仰せ付けられたのは、大目付、宗門奉行様へ明後十五日昼頃、願書を差し上げるように仰せ付けられ、広八、猶吉が受けてこの日は帰った。

九月十三日 神宮寺村から御宮勸化を承諾するかどうかの相談をするというので、名主源介方へ十五日に寄り合いを行うという廻文がきた。安国寺村から北真志野までの十四ヶ村の寄合の触れである。

源介 神宮寺名主

北真志野 諏訪市湖南北真志野

(89頁)

九月十五日 鉄五郎一件について、宗門奉行様へ願書を提出した。早朝御宅へ行き、内見してから昼頃差し上げて終わった。お札を各所へ配った。三ヶ月調帳改が済み、御下げになった。

(90頁)

九月十五日 甲州明暗寺納所から、取締料四百文について、先納分一貫二百文を十年年賦で百二十文ずつ返金し、残金二百七十六文を寺納してほしいという覚書を高部村役人へ出している。

甲州明暗寺納所 甲州乙黒村(現中央市)にあった普化宗の寺。禅宗の一派で、虚無僧が所属していた。普化宗は明治四(一八七二)年政府により廃宗。

九月十五日 御宮勸化寄合を十四ヶ村で早朝から行うことを房右衛門が申ししてきた。沖右衛門の畑を入札した。

(91頁)

九月十八日 前林の茸の下見に参る。

しひ キハダマダグロ

九月十九日 御検見家老様、宮嶋左膳様、佐兵衛様が来た。帳面は三十六筆分で年賦切次願、村汐永引、清水汐永引を願い出る。雨天だったので、川尻でお茶を差し上げた。

御検見御家老様 土橋東馬

左膳様 宮嶋左膳

佐兵衛様 小田切佐平か

つくね芋 大和芋

(92頁)

御両所 郡方 山中三郎右衛門方徳 工藤三助重教

(93頁)

九月二十日 御家老様へ検見のお礼として広八、猶吉が参り、小麦を差し上げた。

九月二十二日 宮田渡御屋敷で茸狩りに出られて、御家中と御客、表家老様、若旦那御両人のお入りになられた。

表方御家老様 三之丸家老 茅野貞侃(さだやす) 文化七(天保六)

(94頁)

九月二十二日 宮田渡様献上物に酒を用意する。桶は村の義兵衛殿から借り、先年の通り差し上げた。敷物、鍋、菓缶は持参した。朝、御迎えに行つたが、一人でご案内した。宮田渡様がお帰りの時に、役人一人がご機嫌伺に行き、終了した。出入りの侍衆は別に酒を差し上げるように仰せ付けられた。

九月二十五日 町御蔵へ惣草高書上、国役金割り付けについて差し出すように廻状が来た。これは神領のみ。

(95頁)

九月二十五日 秋の内の見回りを今介に頼んだことを□□□へ届けた所承った場所は、見回りをしてはならないとのこと。

秋之内見廻り 米の盗難の警護か。

九月二十八日 宮田渡屋敷の若旦那様が安丸様と名付けられたことを、御家老様から仰せ付けられた。

(96頁)

九月二十八日 笠原仁右衛門殿から金子十両借用した質について、午十二月上旬に返済の内、扶納米三十俵を名主元で預り、役人三人の印形を押すように仰せ付けられ、古

役の他二、三人相談の上、押印した。

九月二十九日 国役金上納のため、猶吉が御蔵へ行った。

国役金 河川、道路の修築などに際し、国役として徴収された税金。

十月一日 秋半ばとなり、今年は米の収穫が良好だった。しかし、束数が不足のため、村で取った。

(97頁)

十月八日 川浚高掛金割を行った。物代惣五郎が出席した。すでに七日に雪が降ったが、八月には大体消えた。

(98頁)

十月九日 御経米、薪、高部村上納について、今回は高越返のため、買って上納した。

十月十日 茅野式部様へ湯立願に行く。十五日に決定した。五穀成就の祈禱は、不作のため、二十六夜から祈願をしてくださり、初尾は村中相談の上、秋米を二斗上げることに申置いた。

茅野式部様 茅野光定。神楽太夫筆頭 外記太夫

(99頁)

十月十二日 御代官様から差紙を下され、穀留は毎年定式を仰せ付けられ、関係者の印鑑を下され、棒に巻いて折り目を付けずに広八が持参した。表方収納は十三日から始まる。

十月十三日 村湯祭りを十五日に執行することに決まったため、役人が集まって甘酒造りをした。例年の通り役所で飯を焼き、餅を搗くことを相談した。

十月十四日 上川、宮川除の検分に役人が出張してきた。上桑原で朝飯を食べ、上原で昼飯を小弁当でとった。夜は横内で食事。茅野でお泊りのため、広八と猶吉がご機嫌伺に行った。

上桑原 諏訪市四賀桑原

(100頁)

十月二十三日 月願と宗門で郡方様へ七人でお願ひに行った。

十月二十日 国役金割寄帳の調べ請けに房右衛門が行った。二役を兼ねる。

(101頁)

十月二十四日 表様のお悔やみに宮田渡様へ気多茶半金を差し上げた。

御様 三之丸家老千野貞悦

気多茶 信州で大量に取引されていた静岡産の高級茶 『番茶の民俗学的研究』 中

村羊一郎 神奈川大学 (二〇一四)

十月二十五日 表様のお悔やみに新屋敷へ行った。それから有賀江音寺御苑の送場へ、広八、猶吉が参列した。音物は差し上げなかったが、人足一人と菰二枚を差し上げた。

御悔 梅月院殿道林普香大姉 天保五年十月二十三日卒(江音寺)。千野貞亮長女嘉代。千野貞亮養子左近好義室。『千野家略系図』 諏訪市博物館寄託 三之丸家文書

新屋鋪 三之丸家老家新宅か。千野貞悦 文政八酉二月屋敷自火 『諏訪史料叢書

二十二巻藩譜私集一 (p. 111)』

江音寺 瑞雲山 臨濟宗 諏訪高島藩家老の千野家の菩提寺。諏訪市豊田有賀。

十月二十三日に、梅月院殿道林普香大姉が七十歳で死去。

千野貞亮長女嘉代 千野貞亮養子の千野左近好義室。貞悦の伯母。

十月二十六日 初収納を仰せ付けられ、宮田渡御蔵へ行った。十五俵三斗ほどである。御祝儀のお酒を下された

(102頁)

十一月一日 諏方安丸様の初宮参り。子安社へ参詣する。奥様は駕籠で、女郎様は駕籠先に着いた。挟箱、御供も本格的で、御家老様が押でお通りになった。坂口へ役人が出張し、ご機嫌伺をした。御帰りまでお供について。

奥様 大祝 内蔵助頼寿室ヒテ。三之丸家千野貞悦娘

御女郎様 諏方内蔵助頼寿嫡女ソノ。千野貞悦の養女。天保十三年松平藩年寄近藤二左衛門に嫁す。

十一月一日 穀留入用の書上が減った物の照合に、有賀村役所へ房右衛門が行った。

(103頁)

十一月三日 穀留入用割調書上歩割改を御役所へ差し出すについて、菅沼李弥様から内々に清左衛門様へ仰せられるには、調べたら、控を郡方様へ提出することが分らないため、横川弥七郎様へ頼んで見てもらい、その上で両役所へ間違いが無いように提出する相談をした。この日は房右衛門だけが行った。

十一月三日 四月に雪折で除去した木の落札金を沖右衛門殿へ貸しておいたが、十一月三日に返済されたので、広八が借りた。未四月に勘定の時に支払いが終わった。

(104頁)

十一月四日 村収納代官が出張してきた。収納米の一部を預かる。御奉行方へ明五日に鯛差し上げ、猶吉、広八がお札に行く。昼飯には胡桃餅を食べた。

十一月六日 穀留入用書上を内々に願ひ下げをするため、横川弥七様を頼んで房右衛門が御役所へ行ったところ、十一日に来るように仰せ付けられた。

十一月六日 豆腐札を松右衛門請で、勘定所へ出した。文右衛門の札を持参しなかった

ので、再度差し上げた。

豆腐札 商品札の一。信州では金、銀、銭の三貨のほかに、藩札、旗本札、宿場札、町村札、私札、商品札などのお札(紙幣、有価証券)が使われた。商品札には、最も多くかつ早期から各地にみられる酒札の他、茶札、砂糖札、肴札、数の子札、菓子札、豆腐札、味噌札などがある。『長野県の歴史』古川貞雄ほか p.215

(105頁)

十一月八日 田辺村で火事があり、寺まで五軒が焼けた。

田部 出火御座候 天保五年十一月八日、田辺大火。永久寺類焼。『諏訪市史中巻』

寺 栗林山永久寺 曹洞宗

十一月八日 御役所へ行ったところ、柳口請米改で村々揃って出た。穀留入用割帳の下げ願いをしたところ、歩割役所へ申し上げるようにとのことで、文右衛門連上札を勘定所へ差上げ、広八は帰ってきた。

十一月十一日 宮田渡屋敷へ外記太夫勸化について、七日に廻状があった。もつとも、初尾は出した。村方に申し上げるように廻状が来たが、夜のため回さなかつたところ、どういふことかと宮田渡から言ってきた。十二日朝に書き取って申し上げるようにと嘉蔵様が仰せられ、御詫びを申し上げたが、お聞入れなく、田沢、丸山、北久保、高部四ヶ村で十二日朝に御詫びをし、落着した。

初尾 「初穂」に同じ。その年最初に収穫し、神仏、朝廷に奉る穀物などの農作物。また、その代わりとする金銭。

(106頁)

十一月十二日 秋葉山代参の出発があり、初穂料を渡した。

秋葉山 秋葉山本宮秋葉神社、秋葉寺(静岡県浜松市天竜区)。村中などで秋葉講を結成し代表者が詣でる。

十一月十三日 御郡中見回りがあつたため、神宮寺村へ行く、宮沢忠治様が夕方まで待つていたため、小弁当を乙次郎の所で撰った。

十一月十五日 猶吉が歩割役所へ穀留入用調書上帳の御下げ願いに行くと、お下げになられた。

十一月十六日 調下帳を照合し、油五夕のところ、四夕に減らし直して提出した。

(107頁)

十一月十七日 四夕の所を直して、房右衛門と広八が作成した。

十一月十八日 □□□□と四郎が頼みに来たので、相役が相談の上、先年分一分を貸した。主殿様婚礼の手伝いを決めた。

主殿様婚礼 神長官主守矢殿は、天保五年(一八三四)の時四十九歳位。天保三年(一八三二)の碧石一件の時には結婚してはすなで、主殿自身の結婚ではない。

主殿の長女の婚礼と思われる。長女「さと」は天保五年(一八三四)の時二十二歳位。下社武居祝今井信古に嫁している(婚姻の年は不明)。次女喜也は、天保六年に金野村(現下伊那郡泰阜村)金野政之進長子直紀(博實)を養子に迎えている(博實は後に死去)。『天保五甲午年 緒用書留三番』 諏訪市博物館所蔵 大祝諏方家文書

十一月十八日 御作事屋へ助之丞が病氣のことを房右衛門が伝えに行つた。

十一月十九日 主殿様の婚礼の客に行く。

十一月十九日 熱田神宮の御師と人足一人が来たので、初穂を納める。

熱田御師 熱田神宮(愛知県名古屋市中熱田区神宮)の御師。(108頁)

十一月二十日 郡方御役所へ穀留入用割の油書上で減少したところを広八が御覧に入れる。また、歩割御役所へ提出したところ、馬場弥八郎様が御下役だった。

十一月二十日 鹿三百文を清左衛門御詠えとして、菅沼様へ差上げた。

十一月二十二日 房右衛門と広八が下諏訪で馬場弥八郎様へ内々に穀留入用割帳のことを頼んだところ、三月に落とされた分は承知しており、また、相場違ひのことも仰られたので、忝い思いである。鹿三百文をお上げした。朝飯を下諏訪でとった。

十一月二十二日 町御蔵へ方々様の穀留の印鑑を差し上げた。

(109頁)

十一月二十三日 御宮勸化について、神宮寺崑右衛門殿などが来て、勘金帳面に印をすするように頼み、酒一樽を村中に下された。

十一月二十三日 愛宕山御師と福寿院様がいらつして、村家別に初尾を上げた。村中からも二十四文納めた。

愛宕山 愛宕神社 京都市右京区。

福壽院 齡松山福寿院。茅野市本町西。

十一月二十四日 御貸方の催促があり、二人分の朝飯を用意し、利息上納定日の一札を差し上げた。借主は銀弥、武八、吉蔵の印形を取り置いた。

十一月二十四日 清左衛門殿が、菅沼様へ穀留入用について内々に申し上げると言ってきた。きてくれた。

(110頁)

十一月二十日 穀留入用割帳の油の四夕に直したところを郡方様御役所へ伺い、その上御調役所へ差し上げた。紙の所を御聞きになり、詳しく調で書き上げたことを申し上げた。穀留年内四俵の所をお尋ねになったが、定式のことなので、別に下さるよう申し上げた。

十一月二十日 鹿三百文を菅沼様へ清左衛門が詠で差し上げた。これは、入用割を内々に御調になったところ、詳しくお頼みしたので、清左衛門殿へ頼んだ。

(111頁)

十一月二十一日 熱田御師が来た。片倉村から人足一人が送ってきた。帳面には十疋と付けたが、初尾五十文を納めた。また、人足一人を付け送りにした。

十一月二十五日 御宮から御酒が下され、村中で昼に寄り合いをし、これを開けた。勸化について取り決めた。

十一月二十五日 工藤様へ穀留入用について内々に御頼をするため、主殿様へ頼み、工藤様が今日お出になるというので、お帰りの上仰られたのは、三月相場で下されるといふことだった。御遺物を渡し、御書出しを下された。

十一月二十五日 御宮勸化について村中で寄付定めをするが、夜中までかかる。

十一月二十五日 酒一樽のうち、三升あまり。

(112頁)

十一月二十五日 御宮勸化について村中で寄付定めをするが、夜中までかかる。

十一月二十六日 栄吉殿と与右衛門殿へ酒を売ったので勘定をした。豆腐七丁を買った。
十一月二十八日 穀留入用割の催促に、大池、高部、有賀、三沢の四ヶ村で申し上げ、
猶吉が参った。山手納で片倉村から使いが来た。十二月一日に来てくれるように頼ん
だ。また、神宮寺村へも伝えるように言った。十一月二十八日に、役所へ両村で御届
に上がる。片倉の人夫は明蔵という名で、名主は八百蔵という。

山手 山手米。落葉や薪などを採取する場合賦課された税。
(113頁)

十一月二十八日 伊藤徳左衛門様御使用で御出の時に、食事を用意した。

十一月二十九日 追鳥割一札を御蔵へ差し上げた。老人、子供、五年季に御屋敷へ家来、
役人、歩キともに残り、御用人の分を書き上げた。

追鳥 雉を無傷で捕えるもので、大勢の勢子で雉を追い出し、翼が疲れて地上に降り

た所を網か素手で捕えるもの。追鳥人足は、十五歳以下と六十歳以上の者を除いた
男のうち、藩 家中の奉公人、村役を務めている者などを除いた男全部をさす。

十一月二十九日 山手納について、役所へ猶吉が申し上げた。

十二月一日 片倉村、御堂垣外村へ山手を上納に行った。神宮寺村の数右衛門、広八、
新井役人嘉兵衛、歩キ一人の四人で行った。

御堂垣外村 伊那市高遠町藤沢御堂垣外。
(115頁)

十二月二日 山手の申し上げに房右衛門参ったが、その日は休日だった。

十二月三日 山手について猶吉が申し上げ、山中様へ御安産の祝儀を差し上げた。山手
割を行う。

十二月四日 村中名々帳を作成した。御宮御茶屋で御神酒を下された。廣八が寄付帳面
を提出した。

十二月五日 三ヶ月調書上帳を作成する。

(116頁)

十二月六日 山論年賦金割を作成する。組頭又左衛門が参加した。

十二月七日 三ヶ月調帳を御役所へ差し上げる。御年賦均割帳の御調請をする。

十二月七日 諏方右近様のお袋様が死去され、お悔やみに行く。

諏方右近様 諏訪十郎左衛門、頼則、頼弘。蔵方取調掛 『諏訪史料叢書 23 卷藩譜

私集 121 (p.388)』
十二月八日 諸勘定帳調を行った。狩兔追人足八人に安国寺村へ午前四時頃に詰めるよ
うに廻状が来た。

十二月九日 兎追人足八人に役人を添えて猶吉が来た。

十二月九日 御調御役所へ三ヶ月調帳下げ願をする。御作事屋請負入札について、有無
の訳を申し上げた。

十二月九日 貸方利息を伊藤主膳様に金差し上げる。後は武八、銀弥の利息についての

記述あり。村の歩割人足の照合をした。

伊藤主膳 諏訪上社擬祝

(117頁)

十二月九日 山手出金、穀屋で差引勘定をし、数右衛門殿へ受取を遣わした。これは房
右衛門が行った。

十二月十日 歩割を始め、人足の拾い出しをした。役人三人と又右衛門、太吉で定式の
物を取った。

十二月十一日 前日と同じ。六ヶ村で十両で買い上げること世話人から伝えられる。

十二月十二日 前日と同じく六人で行う。

十二月十三日 前日と同じく五人で行う。

十二月十三日 前日と同じく五人で行う。

十二月十四日 前日と同じく五人で行う。

十二月十四日 宮田渡御屋敷から歩米値段で買納めするように仰せ付けられた。知行所
中世話人分を六ヶ村割りで三両又左衛門様へお渡しした。買物をした。

(118頁)

十二月十五日 寒気見舞いで、郡方様、御代官様へ鯛一連ずつ差し上げた。これは広八
が参った。

十二月十五日 下諏訪の歯医者にお悔やみに行ったため、歩割は休んだ。

十二月十六日 歩割を亀松、役人三人が行った。

十二月十七日 前日と同じ。武八と岳代太が歩割を行った。

十二月十七日 宮田渡御屋敷へ寒気見舞いに行き、大祝と泰助様、御家老様へ上げる。

十二月十八日 六人で歩割を行った。

十二月十九日 前日と同じで、五人で寄り合って行い、諸勘定を終え、帳面を照合した。

《参考文献》

- 『寛政四年 万代家職賞帳』（茅野市ちの上原 九頭井太夫矢島家文書）
 『文政五壬午年 御発駕甲州通御参府御道中日記』（今井家文書）
 『天保五年 諸用書留』 諏訪市博物館
 『天保七丙申年 諸日記帳』（茅野市宮川高部 藤森知美家文書）
 『天保十二年大祝日記』（諏訪市中洲神宮寺 諏訪上社大祝諏方家文書）
 三之九千野家文書（諏訪市博物館寄託）

- 諏訪史料叢書刊行会 一九二六 『諏訪史料叢書 卷四』
 諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十二 藩譜私集』
 諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十三 藩譜私集（中）』
 諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十四 藩譜私集（下）』
 諏訪教育会 一九三七 『諏訪史料叢書 卷廿七 諏訪家譜』
 諏訪教育会 一九三八 『諏訪史料叢書 第二十八 諏訪上下宮社家系図』
 信濃教育会諏訪部会 一九四二 『諏訪史料叢書 卷三十二 分限帳』
 信濃教育会諏訪部会 一九四二 『諏訪史料叢書 卷三十三 分限帳 家中役人系』
 伊藤富雄 一九七八 『伊藤富雄著作集 第一卷 諏訪神社の研究』 永井出版企画
 一九七九 『諏訪の名刹 第一卷 真言宗智山派・高野山真言宗』 南信日日新聞社
 一九八〇 『諏訪の名刹 第二卷 曹洞宗』 南信日日新聞社
 『語り継ぎ神宮寺の民俗』刊行委員会 一九八五 『語り継ぎ神宮寺の民俗 上巻』 神宮寺公民館神宮寺民俗調査会
 茅野市 一九八七 『茅野市史 中巻 中世・近世』
 諏訪市史編纂委員会 一九八八 『諏訪市史 中巻』 諏訪市
 岩波泰明 一九八八 『古文書の世界』 あゝる企画
 『角川日本地名大辞典』編纂委員会 一九九〇 『角川日本地名辞典 20 長野県』 角川書店
 朝尾直弘・宇野俊一・田中磨編 一九九六 『新版 角川日本史辞典』 角川書店
 高部歴史編纂委員会 一九九六 『高部の文化財』 茅野市宮川高部区
 古川貞雄ほか 一九九七 『長野県の歴史』 山川出版社
 高部歴史編纂委員会 二〇〇六 『続高部の文化財』 茅野市宮川高部区
 北原伝 二〇〇五 『酒造家『大中屋とその末裔』』『高遠』三十五号 高遠郷土研究会
 諏訪市教育委員会 二〇〇五 『諏訪市文化財ガイドブック―上諏訪編』
 吉川弘文館編集部 二〇〇六 『日本史必携』 吉川弘文館
 櫻井芳昭 『下街道内津宿』 二〇一七 『郷土誌かすがい 第55号』
 中村羊一郎 二〇一四 『番茶の民俗学的研究』 神奈川大学

- 浅川清栄 二〇一五 『高島藩邸と諏訪氏一族』 中央企画
 湖南村誌編纂委員会 二〇一七 『湖南村誌』
 諏訪市教育委員会 二〇一〇 『諏訪市文化財ガイドマップ―四賀・中洲編』
 二〇〇〇 『日本歴史地名大系 22 静岡県』 平凡社
 『明治維新の諏訪を担った人々』 諏訪市教育委員会
 『国史大辞典 十一巻』 吉川弘文館

	活動日	担当頁	担当者	担当頁	担当者
令和元年	5月19日	1~5	小平 正八	6~10	原 寿樹
	7月21日	11~15	田中 巖	16~20	田中 生浦
	8月4日	21~25	山田 昇	26~30	宮坂 嘉幸
	9月29日	31~35	岩波 吉春	36~40	茅野 信一
	10月20日	41~45	小平 正八	46~50	原 寿樹
	11月17日	51~55	田中 巖	56~60	田中 生浦
	12月15日	61~65	伊藤 淳子	66~70	山田 昇
令和2年	1月19日	71~75	宮坂 嘉幸	76~80	岩波 吉春
	2月16日	81~85	茅野 信一	86~90	小平 正八
	3月15日	91~95	原 寿樹	96~100	田中 巖
	8月30日	101~105	田中 生浦	106~110	伊藤 淳子
	9月27日	111~115	山田 昇	116~118	宮坂 嘉幸

《例言》

本史料は、八ヶ岳総合博物館古文書研究会員が解説し、田中生浦と原寿樹が監修し、柳川（八ヶ岳総合博物館 古文書担当）がまとめました。
 古文書研究会で、本史料を解説し、発表した人たちは、上記のとおりです。

藤森知美家文書は、藤森知美氏より八ヶ岳総合博物館へ寄託された資料です。藤森知美家文書については、茅野市ホームページ内の八ヶ岳総合博物館―茅野市八ヶ岳総合博物館アーカイブ―収蔵資料の「宮川高部藤森家史料目録」をご覧ください。
[18079.pdf \(chino.lg.jp\)](https://www.chino.lg.jp/18079.pdf)

紀要 第32号 《古文書史料集編》

天保五年二月「諸日記帳」

(茅野市宮川高部 藤森知美家文書)

発行日 令和6年(2024年)6月30日

編集・発行 八ヶ岳総合博物館

〒391-0213

長野県茅野市豊平 6983